

研究紀要

第25号

教育活動における生成AIの活用に向けて

—ChatGPT等生成AIの利活用に向けたガイドライン作成過程—

..... 三石 美鶴・清水 健 1

表現領域における制作者と鑑賞者との関連性

..... 三井 正人 27

コロナ禍3年目における保育課題について(2)

..... 井上 聖子 57

2024年3月

帝京学園短期大学

教育活動における生成 AI の活用に向けて

—ChatGPT 等生成 AI の利活用に向けたガイドライン作成過程—

Towards the use of generated AI for educational activities

—Process of creating guidelines for utilizing generative AI such as ChatGPT—

キーワード：生成 AI, ChatGPT, 活用可能性とリスク, 教員間の情報共有, ガイドライン

三石 美鶴、清水 健

I. はじめに

「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾を中心として

「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」によると、(生成 AI に関する動向)として、「令和 4 年11月に OpenAI 社が公開した ChatGPT は、公開から 2 か月で月間ユーザーが 1 億人を突破し、また、文書のみならず画像や音声等の生成も行う AI も普及するなど、生成 AI の開発や利活用が急速に進展している。」と示されている。電子情報技術産業協会は、生成 AI の世界的需要が2030年に2110億ドル（約30兆円）となり、23年比で約20倍になるとの見通しを発表した。²⁾ 生成 AI は飛躍的なスピードで進展し、教育現場においても急速に浸透している状況である。

この現状を受け、政府の AI 戦略会議の「AI に関する暫定的な論点整理」にも触れ、「趣旨 / 大学・高専における対応」では、「生成 AI を適切に利活用することで、学習効果が上がり、また教職員の業務効率化を図ることができるなどの効果が期待される反面、レポート等の作成に生成 AI のみが使われること等に対する懸念が指摘されている。」と、教育分野における生成 AI 活用のメリット、デメリットが挙げられ、大学・高専における生成 AI の取扱いについて、以下のように示された。

- ・各大学・高専において、具体的に行われている教育の実態等に応じて対応を検討することが重要であり、学生や教職員に向けて適切に指針等を示すなどの対応を行うことが望ましい。
- ・生成 AI に関しては今後も急速な進歩が続き、教学面への影響が変化することも予想されるため、継続的な状況把握に努め、技術の進展や指針等の運用状況などに応じ、対

応を適宜見直していくことが重要である。

これを受け、本学においても保育者養成教育を実践する上で、生成 AI 特に ChatGPT 等文章生成 AI を中心とする活用に向け、ガイドラインを作成しなくてはならないと教職員で共通理解した。その作成過程を中心として以下に記述する。

Ⅱ. 生成 AI についての理解

まずは、2023年9月15日に実施する FD 研修会に向け、教員間で生成 AI について理解することとした。その内容について以下に記す。

＜野村総合研究所（NRI）³⁾ 用語解説より＞

1. 生成 AI とは

生成 AI とは、「Generative AI: ジェネレーティブ AI」とも呼ばれ、様々なコンテンツを作成できる AI のこと。従来の AI は、データのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としている。

2. 従来の AI との違い（抜粋）

生成 AI（Generative AI）の「Generative」という単語は、「生産または発生することができる」という意味。「様々なコンテンツが生成できる AI」または「様々なコンテンツを生成する学習能力がある AI」ということができる。何かを生成できるだけでなく、生成するために学習することができるのが特徴。例えば、ChatGPT であれば条件に応じた文章を生成できるとともに、新たなデータを入力して学習することもでき、生成する文章の精度を高められる。

従来の AI でも、データの整理・分類を学習し、その結果に基づいて予測を行い、結果を出力してきた。決められた行為の自動化が目的であり、出力されたものは、数値データやテキストデータなど、構造化されたものが多く、新しい形で想像されたものではなかった。

生成 AI の場合は、情報の特定や予測ではなく、創造することを目的としてデータのパターンや関係を学習する。学習に使うアルゴリズムは、両者ともニューラルネットワークだが、生成 AI は、構造化されていないデータセットをもとに学習し、新しいコンテンツを生成する。

＜従来の AI と生成 AI 比較一覧＞

比較項目	従来の AI	生成 AI
学習の視点	情報の整理・分類・検索	パターンや関係の学習
出力の目的	特定や予測	創造
ビジネスインパクト	決められた行為の自動化	新しいコンテンツの生成
学習データ	具体的なデータセット	構造化されていないデータセット

3. 生成 AI が注目されるようになった理由

- ① 「精度」の向上：質問に対する回答の精度、出力される文章表現の自然さ、入力条件に合った画像など、出力されるものがビジネスなどで使えるレベルまで向上。
- ② 精度向上の背景にある「学習量」の多さ：コンピューター能力の進化などもあり学習するデータ量が飛躍的に拡大し、モデルの精度が向上。
- ③ コンテンツ生成の「スピード」の速さ：アプリケーションなどを用いて、条件を入力し、条件に応じた文章や画像を主力するための時間が格段に短縮。
- ④ アプリケーションなどの「使いやすさ」の向上：誰でも簡単に使うことができ、マニュアルなど見なくても、簡単に条件を入力可能。

4. 生成 AI で生成できるもの

- ・ 文章（テキスト）Web 上にある情報から、条件に応じた内容を検索して表示するのではなく、様々な情報を組み合わせ、新しい文章を生成。メールの文章、論文、ポエム、歌詞など
- ・ 画像 ・ 音声 ・ 動画など
- ・ コンピュータープログラムの内容を文章で入力⇒プログラムコードの生成
- ・ システム開発に必要なテキストデータの生成

< AIsmiley⁴⁾ AI ニュースより >

5. 生成 AI の種類

ここでは、生成 AI は、AI が自ら答えを探して学習する「ディープラーニング（深層学習）」を用いて構築された機械学習モデルと解説し、主に以下の 4 つの生成 AI に分類している。



また、生成 AI を使用する際のデータ入力の例を 3 つ挙げている。

- ・ テキスト生成系 AI: テキスト（prompt）入力
- ・ 画像生成系 AI: 画像入力
- ・ 文字起こし生成系 AI: 音声入力

6. ChatGPT とは（要約）

ChatGPT とは、高度な AI 技術によって自然な会話ができる AI チャットサービス。

2022年11月 公開。無料で利用できる革新的なサービスとして注目を集め、生成した文章の見事さや人間味のある回答で SNS 等で大きな話題になる。

2023年3月 より性能が向上した「GPT-4」がリリース。 ChatGPT Plus（有料プラン20ドル / 月）に課金したユーザーが利用できる。

2023年 9 月 OpenAI が ChatGPT の音声・画像認証機能を発表し、本格的にマルチモーダルな生成 AI を体験できるようになる。

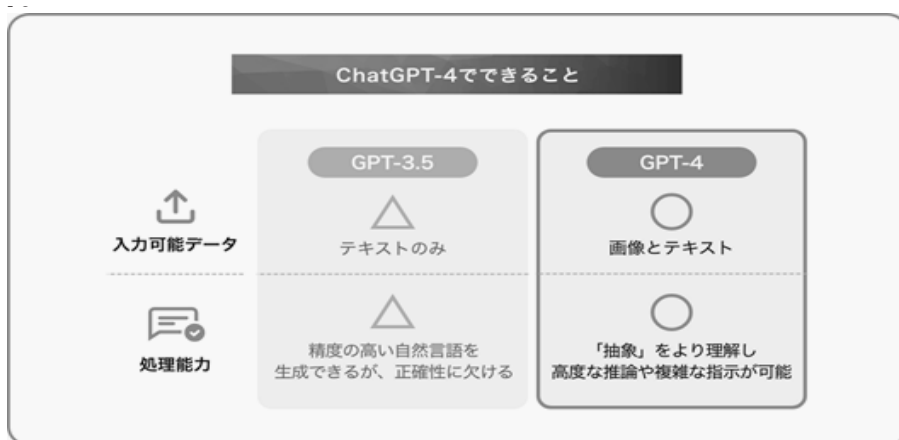
2023年 5 月 日本版の ChatGPT 公式 iOS アプリがリリース。

2023年 7 月 Android 版 ChatGPT アプリが登場、日本でも提供開始。

2023年11月 OpenAI、改良版生成 AI モデル GPT-4 turbo を発表。

7. ChatGPT と ChatGPT Plus 及び GPT-3.5 と GPT-4の比較

プラットフォーム	プラン	料金	機能
Web 版	ChatGPT	無料	基本的なチャット機能（モデル：GPT-3.5-turbo）
Web 版	ChatGPT Plus	\$20/ 月	優先的なアクセス、高速で高精度のチャット機能（モデル：GPT-4）、Bing 検索を踏まえた回答、拡張機能（プラグイン）の利用
アプリ版	ChatGPT	無料	基本的なチャット機能（モデル：GPT-3.5-turbo）、モバイル対応
アプリ版	ChatGPT Plus	¥ 3000/ 月	優先的なアクセス、高速で高精度のチャット機能（モデル：GPT-4）、モバイル対応、Bing 検索を踏まえた回答



8. ChatGPT の課題



Ⅲ. 初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン

生成 AI について教員相互で共通理解したところで、生成 AI 活用に向けた本学のガイドライン策定に向け、すでに2023年7月4日に文部科学省初等中等教育局から示された初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドラインを参照することとした。

参考とする箇所の要約・抜粋を以下に示す。

1. 本ガイドラインの位置づけ

- ・ 生成 AI が急速に普及しつつある現状もあり、一定の考え方を国として示す。
- ・ 学校関係者が現時点で生成 AI の活用の適否を判断する際の参考資料として、令和5年6月末日時点の知見をもとに暫定的に取りまとめるものである。
- ・ 本ガイドライン公表後も機動的に改訂を行うこととする。

3. 生成 AI の教育利用の方向性 < 2. 生成 AI の概要は省略 >

(1) 基本的な考え方 (要約)

- ① 活用が有効な場面を検証しつつ、限定的な利用から始めることが適切。一部の学校において、パイロット的な取組を進め、成果・課題を検証し、今後のさらなる議論に資することが必要である。
- ② 全ての学校で、情報の真偽を確かめること（ファクトチェック）の習慣付けも含め、AI 時代に必要な資質・能力の向上を図る必要がある。
- ③ 教員研修や校務での適切な活用に向けた取組を推進し、教師の AI リテラシー向上や働き方改革に繋げる必要がある。

(2) 生成 AI 活用の適否に関する暫定的な考え方

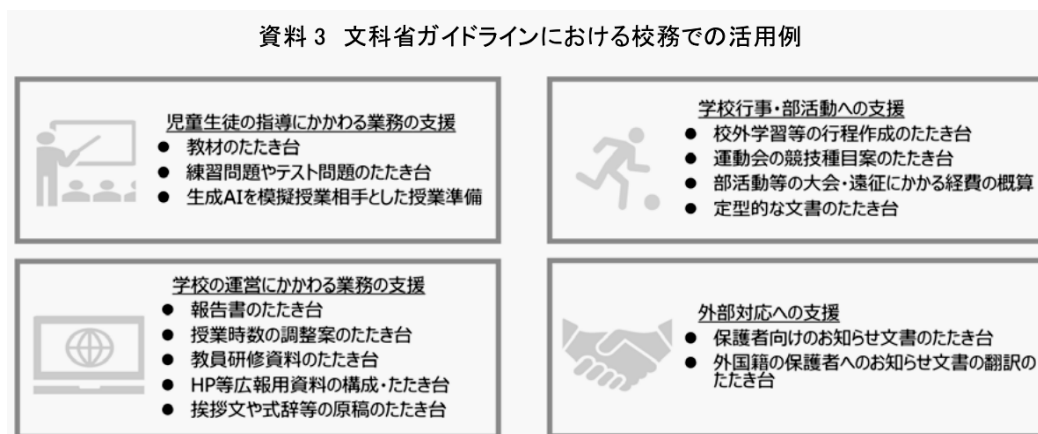
1. 適切でないと考えられる例 (具体的に示されている。)

- ① 生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において自由に使わせること。
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による成果物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること。
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせること。
- ④ テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせること。
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成 AI から生徒に対し回答させること。
- ⑥ 定期考案や小テストなどで子供たちに使わせること。
- ⑦ 児童生徒の学習評価を、教師が AI からの出力のみをもって行うこと。
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成 AI に相談させること。

2. 活用が考えられる例

- ① 情報モラル教育の一環として、教師が生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること。
- ② 生成 AI をめぐる社会的論議について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること。
- ③ グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること。
- ④ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること。

- ⑤ 生成 AI の活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること。
 - ⑥ 発展的な学習として、生成 AI を用いた高度なプログラミングを行わせること。
 - ⑦ 生成 AI を活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと。
- (5) 生成 AI の校務での活用（準備が整った学校での実習研究の推進）
- ＜(3)(4)は省略＞
- 以下の4点が示された。



(出所)文部科学省(2023)「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」より抜粋

4. その他の重要な留意点

以下3点が示された。

(1) 個人情報やプライバシーに関する保護の観点

- ・ 教育現場で生成 AI を利用する際には、個人情報等の保護の観点を十分に踏まえることが必要。

(2) 教育情報セキュリティの観点

- ・ 各学校及び設置者において、教育情報セキュリティポリシーガイドラインを踏まえた対応が必要。

(3) 著作権保護の観点

- ・ 各学校において、著作物の利用に関する正しい理解に基づいた対応が必要。

学校における生成 AI 利用の留意点として、

- ・ 既存の著作物に係る権利を侵害することがないように留意する必要がある、他人の著作物との類似性や依拠性がある場合は著作権侵害になり得る。
 - ・ 広く一般向けの HP に掲載する等授業目的の範囲を超えて利用する場合は、著作権の許諾を要すること 等
- も挙げられている。

参考として、以下の各学校で生成 AI を利用する際のチェックリストも提示された。

【参考 1】各学校で生成 AI を利用する際のチェックリスト

- ☐ 生成 AI ツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）
 - ChatGPT（OpenAI 社）は 13 歳以上、18 歳未満の場合は保護者同意が必要
 - Bing Chat（Microsoft 社）は成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
 - Bard（Google 社）は 18 歳以上であることが必要
- ☐ 事前に、生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか
- ☐ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか
- ☐ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 生成 AI に全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか
- ☐ AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 AI の不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか

15/24

Ⅳ 大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト [第 1 版]

2023 年 7 月 18 日には、一般社団法人日本私立大学連盟より、「大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト」[第 1 版] が示された。

- チェックリストでは、「1 全般」「2 教育」「3 環境・体制整備」の三つのカテゴリーに区分し、優先度の高い順に「第 1 ステップ：最優先事項」「第 2 ステップ：優先事項」として整理した。
- さらに、それぞれのカテゴリーについて【大学が組織的に検討すべき事項】と【教員が個々の工夫で検討すべき事項】とを分けて提示した。

と解説されている。

最後には、「より高次の活用に向けた今後の課題」として、以下の点が示された。

【大学が組織的に検討すべき事項】

- 生成 AI が作成した文章・画像を検知するプログラムの開発・導入
- 国内や海外の大学の先行事例収集と学内への周知
- 教員や学生が生成 AI に関するサポートを受けられる体制の整備
- 教員や学生からガイドラインの改善に対する意見や提案を受け入れる体制の整備

【教員が個々の工夫で検討すべき事項】

- シラバス作成への活用
- 課題作成への活用
- 教材作成への活用
- 試験問題作成への活用
- 国内や海外の大学の生成 AI を活用した授業の先行事例を参考にした授業設計

このチェックリストも、本学ガイドライン策定に向け、教職員で共通理解した。以下に示す。

Ⅲ. 大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト

※チェックリストの各項目は、各大学や教員に検討を促すことを目的に作成されたものであり、実際の運用については各大学や教員の判断、決定に委ねられるものである。

1. 全般

第1ステップ：最優先事項	第2ステップ：優先事項
生成 AI の基本的な情報、課題・問題点の周知 今後の活用に向けた準備	生成 AI についての理解の深化 生成 AI の活用
【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 生成 AI についての学内方針を示しているか ☐ 学内方針に至った背景（考え方）を示しているか ☐ 生成 AI についての特徴、基本的な性質や仕組みを示しているか ☐ 生成 AI に入力した情報が AI の学習データとして使われる可能性があることの注意喚起をしているか ☐ 生成 AI に個人情報や機密情報を入力することを禁じているか ☐ 生成 AI に入力した情報及び出力した情報が著作権に抵触する恐れがあることの注意喚起をしているか ☐ 生成 AI から出力された情報の情報源が示されず、また全てが正確とは限らないことの注意喚起をしているか	【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 学生に対して生成 AI の理解を深める情報リテラシー教育を行っているか ☐ 教員に対して生成 AI の理解を深める FD を行っているか ☐ 学生に対してより詳細な利用ガイドラインを作成しているか (例)・オプトイン〔申請すれば送信情報が取り込まれる〕やオプトアウト〔申請すれば送信情報が取り込まれない〕設定等 ☐ 活用の対象とする生成 AI の種類を明示しているか。また、当該生成 AI の特徴や課題に即したガイドラインを作成しているか (例)・ChatGPT (OpenAI 社) ・BingAI (Microsoft 社) ・Bard (Google 社) ・Stable Diffusion (Stability AI 社) ・Midjourney (Discord 社) 等

2. 教育

(1) 成績評価

第1ステップ：最優先事項	第2ステップ：優先事項
生成 AI の基本的な情報、課題・問題点の周知 今後の活用に向けた準備	生成 AI についての理解の深化 生成 AI の活用
【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 学生に対して禁止する場面と活用できる場面を示しているか ☐ 学生に対して生成 AI で作成したレポートや論文を自らが作成したとして提出することは不正行為であることを示しているか ☐ 学生に対して禁止する場面で活用した場合の罰則を示しているか 【教員が個々の工夫で検討すべき事項】 ☐ レポートや論文の審査に関しては、生成 AI が利用される可能性を十分認識した上で、様々な方法を組み合わせるなど、評価方法を工夫しているか	【教員が個々の工夫で検討すべき事項】 ☐ 生成 AI に対応できる評価方法を検討しているか (例)・使用禁止 ・利用範囲の明確化 ・生成 AI では回答できないよう工夫した試験問題の作成 ・対面でレポートや試験の実施

	・プレゼンテーション、口頭試問の実施 ・議論の内容を基に評価 等 ☐ レポートや試験の結果のみならず、LMS を活用した学習履歴等によるプロセス評価を検討しているか
--	--

(2) 授業運営

第1ステップ：最優先事項	第2ステップ：優先事項
生成 AI の基本的な情報、課題・問題点の周知 今後の活用に向けた準備	生成 AI についての理解の深化 生成 AI の活用
【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 学生に対して大学で学ぶことの意義を伝えているか ☐ 学生に対して生成 AI の出力をレポート等の解答にそのまま利用することは学力向上につながらないことを伝えているか	【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 生成 AI に関する指針やガイドラインを必要に応じて適宜見直しているか
【教員が個々の工夫で検討すべき事項】 ☐ 学生に対して利用場面や利用方法を明確に指示・説明しているか ☐ 生成 AI について授業などで理解を図っているか	【教員が個々の工夫で検討すべき事項】 ☐ 生成 AI の利用についてシラバスに記載しているか ☐ 学生の学修への活用を検討しているか (例)・個別チューター役制 ・生成 AI によるフィードバック ・個々の能力に応じた個別の教材の開発 等 ☐ 生成 AI の活用により、学生の情報活用能力の醸成をしているか ☐ 授業内で生成 AI を活用し、学生の学ぶ能力を向上させる工夫をしているか

3. 環境・体制整備

第1ステップ：最優先事項	第2ステップ：優先事項
生成 AI の基本的な情報、課題・問題点の周知 今後の活用に向けた準備	生成 AI についての理解の深化 生成 AI の活用
【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 生成 AI について継続的に検討する体制を整備しているか	【大学が組織的に検討すべき事項】 ☐ 実態調査等により学生の生成 AI の利用環境や状況を把握及び配慮しているか

V. 大学生の生成系 AI 活用実態と今後の展望⁵⁾

NII 国立情報学研究所主催による「第67回」大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウムが2023年7月7日に開催された。その中で「大学生の生成系 AI 活用実態と今後の展望」について発表された。ガイドライン策定に向け、大学生の実態を把握し、参照する必要があると考えた。概要について以下に示す。

＜大学生の AI 利用意識アンケート調査⁶⁾ より＞

AI 活用のガイドラインについては、無作為で大学を抽出した結果、所属大学で推進・やや推進が24.6%、中立が50.8%、規制・やや規制が24.6% という結果であった。

生成 AI が急速に普及し、その活用に向け、メリット・デメリットを把握してガイドラインを策定する上で、中立の立場が多くなったものと予想する。

AI 活用を推進する九州大学生を対象とした生成系 AI の利用経験については、「学業や研究、個人の制作活動等に活用している。」が26.9%、「触れたことがあるが、活用していない」が35.8%、「触れたことがない」が37.3% という結果であった。AI 活用を推進する大学においては、1/4強の学生がすでに活用していることが分かる。また、生成 AI への期待については、10段階のうち 8 以上期待する学生が57.8% と半数以上を占めている。AI 推進校であることも勘案されるが、大学生の多くは生成 AI 活用に期待を寄せていることはうかがえる。逆に、AI 活用への抵抗感については、ない・あまりないと回答した学生は、60.7% で、とてもある・あると回答した学生の18%を大きく上回っていた。これらの結果から学生においては、AI 活用を前向きに捉えていると考えられる。

＜各大学の生成系 AI への対応調査より＞

生成 AI の利用を規制する大学においては、「AI により生成された文章を直接複写し、レポートや学位論文を作成するのは剽窃で、不適切な利用は不正行為とみなされる可能性があることを警告する」例が挙げられている。AI 活用のデメリットにのみ対応している内容である。

次に、生成 AI の利用を慎重にみる大学（中立）の例として、「学生自身の作成を前提とし、AI の利用は教員の許可と指示の範囲内に限定。大学としての意思表示がなく、使用上の注意勧告のみのパターン」と示されている。

最後に、生成 AI の利用を推進する大学の例として「生成系 AI 活用は思考力を深め、アイデアを生み出し社会で活躍できるようになると表明。学生に生成系 AI を活用した学びのあり方を推進するパターン」を挙げている。

以上、他大学の傾向を把握し、本学のガイドライン策定の参考とする。

この他、学生インタビューから得た「大学生の生成系 AI 活用事例」が挙げられ、「今後の展望」に、学生の生成系 AI 活用事例は「作業の効率化」と「スキル活用の補助」の2つのカテゴリに分けられると示された。

作業の効率化では、「研究や学業の効率化—本質的な学びや研究に時間を費やせるように」が挙げられ、例として

- ・ データの成型作業から解放され、効率的に実験できる
- ・ 論文の内容を AI に学習させ、論文探しをサポート
- ・ プログラムの中のハグの原因特定や修正を AI にしてもらう

スキル活用の補助では、「スキル活用の学習減—複数のスキルの使いこなしが当たり前」が示され、例として

- ・ 生成系 AI を使ってプログラミングできるように
- ・ AI の補助を受けながら専門外の分野の分析手法を活用

- ・ アプリのプロトタイプ作成が簡単に、実験の幅が広がる等が挙げられた。

これらを以下の3点でまとめている。

- ・ 大学生の生成 AI の活用はすでに始まっている
- ・ AI は学生にとって、学業や創作活動の良きパートナーとなる可能性が高い
- ・ 学生の可能性を広げるためには、様々な分野やツールの知識が必要

今後、大学等の学業や研究に AI 活用は欠かせないものになっていくと予想されるが、デメリットへの対応も教職員、学生共にしっかりと自覚し、適切な活用が求められる。

以上、「大学生の生成系 AI 活用実態と今後の展望」を踏まえ、本学のガイドライン策定に向け、これまで示した2つのチェックリストの他、さらに生成 AI 活用に関する山梨県内大学の動向を調査することとした。

Ⅵ. 生成 AI 活用に関する山梨県内大学の動向

山梨県内では、2023年9月の時点で既に4つの大学が生成系 AI の利用に関するガイドラインを各大学の公式 H P 上に公表している。NII 国立情報学研究所主催シンポジウム（2023年7月7日）の結果と比べると、全ての大学において生成系 AI について中立的な内容であった。一方、公表している大学はその全てが4年制大学であり、山梨県内の短期大学においてはいずれも公表していない。

また、各大学が公表しているガイドラインの内容は、いずれも「生成系 AI に関する動向」「生成系 AI の適切な利活用に向けた大学の対応」「生成 AI の取扱いの観点」の要素を含んで構成されていることが分かった。これは、文部科学省¹⁾の示したとおり、一元的に生成系 AI の利用を禁止するのではなく、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やデータリテラシー等を含むデジタル化社会に対応するための基礎的な知識・能力等について理解・習得することを重要視した各大学の姿勢が現れたものであると考える。

特に、「生成 AI の取扱いの観点」については、文部科学省¹⁾が示す①生成 AI と学修活動との関係性、成績評価、②生成 AI の技術的限界、③機密情報や個人情報の流出・漏洩などの可能性、④著作権に関する留意点の4つの観点について公表した全ての大学が網羅して基本方針を定めている。具体的には以下の通りである。

①生成 AI と学修活動との関連性

文部科学省¹⁾では、学生が主体的に学ぶことが学修の本質であることを踏まえ、レポート等の作成において AI の出力したものをそのまま提出するなどの AI の使用は不適切であるとしている。県内の大学においては次の通りであった。

(A 大学) 補助的な利用：問題解決を AI に丸投げせず、学習のアシスタントとして使いましょう。

(B 大学) 回答を正しく活用する能力：AI の回答は意味を理解して生成しているものではありません。その回答が正しいかどうかを判断するためには論理的思考能力が必要です。また、得られた回答をどのように活用するかについては倫理も必要となります。

(C 大学) 生成系 AI の活用は「学術的な誠実さ」を前提とし、レポート・論文作成において生成された文章等をそのまま流用することは剽窃・盗用同様の不正行為とみなす。

(D 大学) 生成系 AI を安易に使用すると、本学のディプロマ・ポリシーに定めている「多面的・論理的な判断」や「倫理観」を身につけられないと考えます。

②生成 AI の技術的境界

文部科学省¹⁾では、AI により生成された内容に虚偽が含まれている又はバイアスがかかっている可能性を踏まえ、出力された内容の確認・裏付けの重要性を述べている。県内の大学においては次の通りであった。

(A 大学) 批判的思考：AI の出力を常に批判的に検討し、必ず正当性を確認しましょう。

(B 大学) AI は学習した内容に基づき回答を作成します。学習した内容が正しくない場合には誤った回答をすることに注意が必要です。回答した内容の正確性や信頼性について自ら検証する必要があります。利用する場合には必ず信頼できる文献やサービス等を活用して交差検証をしてください。

(B 大学) 問題を正しく定義し表現する能力：AI への質問があいまいな場合、正しくない回答が返されることもあります。問題の背景、目的、条件などを踏まえて問題を正しく定義し、正確な言語で表現することでよりよい回答を得ることができます。

(C 大学) 情報や内容の信憑性を確認する。

(D 大学) 生成系 AI の回答を丸呑みしないこと。生成系 AI はインターネット上の情報をもとに学習しているため、回答には誤った内容が含まれている可能性があります。回答が正しいかどうかは引用元や出典などの文献を自身で確認（ファクトチェック）するようにして下さい。

(D 大学) 情報や内容の信憑性を確認する。

③機密情報や個人情報の流出・漏洩などの可能性

文部科学省¹⁾では、生成 AI への入力を通じて機密情報や個人情報等が意図せず流出・漏洩する可能性に触れ、一般的なセキュリティ上の留意点として、機密情報や個人情報等を安易に生成 AI に入力することは避けるよう述べている。県内の大学においては次の通りであった。

(A 大学) 機密情報の保護：個人情報や機密情報を入力しないようにしましょう

(B 大学) AI への入力 は AI によって活用される恐れもあります。個人情報や未公表の研究成果を含む機密情報など、公開されるべきでない情報を入力しないように注意してください。

(C 大学) 個人情報や機密情報などを入力することで意図しない情報漏洩を引き起こさないよう気をつけてください。

(C 大学) 誹謗中傷やプライバシーの侵害に当たらないことを確認する。

(C 大学) 個人情報を入力しないなど、情報漏洩のリスクについて注意する。

(D 大学) 生成系 AI に対して個人情報や機密情報を入力しないこと
入力された個人情報が生成系 AI の学習データとして活用される可能性があります。
また個人情報の流出につながる恐れがあります。

④著作権に関する留意点

文部科学省¹⁾では、AI を利用して生成した文章等の利用により、既存の著作物に係る権利を侵害することの無いように留意するよう述べている。県内の大学においては次の通りであった。この中で、C 大学の記載は①生成 AI と学修活動との関連性に分類した文章と同一のものである。文章中に「剽窃・盗用」と述べられていることから、著作権に関する留意点としても意味を持つ文章であると考える。

(A 大学) 著作権の尊重：他者の著作権侵害のリスクを考慮して使いましょう。

(B 大学) AI が生成する文章はインターネット上の情報をもとに作成されており、生成された文章をそのまま利用すると著作権侵害や剽窃等の恐れがあることに注意してください。インターネットの情報をコピーするのと同様です。

(C 大学) 生成系 AI の活用は「学術的な誠実さ」を前提とし、レポート・論文作成において生成された文章等をそのまま流用することは剽窃・盗用同様の不正行為とみなす。

(D 大学) 生成系 AI の回答をそのまま使用しないこと
生成系 AI の出力は著作権侵害の可能性が指摘されています。また生成系 AI を安易に使用すると、本学のディプロマ・ポリシーに定めている「多面的・論理的な判断」や「倫理観」を身につけられないと考えます。

その他、文部科学省¹⁾は、生成 AI を含む AI の利活用に当たって、AI の普及による可能性とリスク、倫理面やリテラシーを学生等が理解・習得することが重要であると述べており、県内の大学においても次のとおりの記載が観られた。

(A 大学) AI 対話サービスなどの新しい技術を拒絶することなく、効果的・倫理的・適切に利用して、皆さんの山梨 大学での学びを深めていただくことを願っています。

(B 大学) 便利な道具として活用する能力も求められます。すべての技術は便利さと引き換えにリスクを持っています。AI の技術を否定するのではなく、注意点を守りながら活用してください。

(B 大学) 大学は AI の原理を学び、上記の能力を開発するためには最適な場です。大学での授業はもちろん、研究活動や社会貢献活動などを通じて、これからの社会に必要な知識・能力を培ってください。

(C 大学) 授業における利用に際して、教員は自らが生成系 AI を利用する機会を持ち、その特性を十分に理解する。学生は各授業にて具体的な指示があれば、それに従う。

(C 大学) 生成系 AI を効果的に活用する方法や注意点などについて、授業の中において考える機会を設定するなど、大学として不断の検討を行う。

(C 大学) 学生の授業や試験における生成系 AI の利用について、一律禁止などの規制はおこなわない。

(D 大学) 皆さんの学習活動に活用する場合においても生成系 AI の特徴を理解した上で注意すべき点があります。当面は下記の点を理解し、授業担当教員・指導教員の指示に従い、適切に活用して下さい。

VII. 本学の生成系 AI に関する基本方針

「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾や、文部科学省初等中等教育局「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」及び、生成 AI 活用に関する山梨県内の大学の動向を踏まえ、「帝京学園短期大学 ChatGPT 等の生成系 AI に関する基本方針」を作成した。また、生成系 AI サービスの適切な利用の一事例とすべく、当基本方針の本文作成作業に生成系 AI「Bard」を利用し、基本方針の末尾にその旨を記載した。

帝京学園短期大学
ChatGPT 等の生成系 AI に関する基本方針

1. 目的

本基本方針は、生成系 AI の活用に関する目的、方法、留意事項などを明確に定め、適切で安全な活用を促進することを目的とする。

2. 適用範囲

本基本方針は、本学の教職員および学生が、本学の教育・研究活動において生成系 AI を活用する際に適用される。

3. 生成系 AI の活用目的

本学においては、教育・研究活動のさまざまな場面で、学生や教職員の学びや研究を支援することを生成系 AI の活用目的とする。具体的には、以下の目的が考えられる。

- 学生の学習を支援する
- 新たな学習機会を創出する
- 研究の効率化を図る
- 新しい知見の発見に貢献する

4. 生成系 AI の活用方法

生成系 AI の活用は、大学の教育・研究活動の目的や状況に応じてさまざまな方法が考えられる。具体的には、以下の方法が考えられる。

- 教育においては、教材の作成や、学生の学習支援ツールとして活用する。
- 研究においては、データの収集や分析、仮説の検証などに活用する。

5. 生成されるデータの正確性や信頼性の確保

生成系 AI によって生成されるデータは、その生成方法やデータセット（ある目的で集められ、一定の形式に整えられたデータの集合体）に応じて、正確性や信頼性に問題がある場合がある。そのため、生成されるデータの正確性や信頼性を確保するための方策を講じる必要がある。具体的には、以下の方策が考えられる。

- 生成系 AI のアルゴリズム（生成方法：データ作成の計算や作業手順）の検証
- データセットの質の確認
- 生成されたデータの確認・検証
- 公正な利用の確保

6. 生成されるデータにバイアスが反映されるリスクの回避

生成系 AI によって生成されるデータは、その生成方法やデータセットに応じてバイアス（偏見や先入観等）が反映される場合がある。そのため、生成されるデータにバイアスが反映されないための方策を講じる必要がある。具体的には、以下の方策が考えられる。

- データセットの多様化
- バイアスの検知・除去

7. 生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題の対応

生成系 AI の使用には、プライバシー侵害や差別、著作権侵害などの倫理的な問題が伴う場合がある。そのため、生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題を認識し、対応するための方策を講じる必要がある。具体的には、以下の方策が考えられる。

- 個人情報や機密情報の取り扱い
- バイアスの防止
- 公正な利用の確保

8. 教育・研修

生成系 AI の活用に関する教育・研修を実施し、教職員および学生の理解と協力を得ながら、適切で安全な活用を促進する。

- 学生に対し、関連する教科目において「情報リテラシー」の一環として指導を行う
- 教職員に対し、FD、SD 研修において教育活動での利活用の検討及び本基本方針の見直しを行う

9. 学生の遵守事項

生成系 AI の活用にあたっては、以下の事項を遵守すること。

- 生成系 AI が生成したデータをレポートや課題の作成等にそのまま使用しない。本学では、学ぶ姿勢や倫理観を含めた「学生の主体的な学び」を大切にする。
- 生成系 AI の生成したデータにバイアスがないか、よく注意する。AI がいつも正しい回答を示すとは限らないため、参考にする際には前提となる正確な基礎知識や予備知識が求められ、常に自らその正確性を検証する必要がある。
- 個人情報や機密情報を入力しない。AI に入力した情報は、別の場面で AI に活用される可能性がある。個人情報や機密情報を入力したことで情報が流出する恐れもある。その結果として誹謗中傷やプライバシー侵害にあたることのないよう、最新の注意が必要である。
- 他者の著作権侵害のリスクを考慮する。AI が生成する文章はインターネット上の情報をもとに作成されており、そのまま使用すると著作権侵害や剽窃（他人の著作から文章、図表、語句、話の筋、思想などを盗み、自作の中に自分のものとして用いること）となる恐れがある。
- その他、生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題に十分に配慮する。

10. 改訂

本基本方針は、必要に応じて改訂する。

補足：生成系 AI サービスの適切な利用の一事例として、この本文の作成に Bard を使用しました。語句の簡略化や表現の見直しの他、本学に適した内容の検討等、上記の注意点を守りながら作成しました。

また、学生への一層の周知を図るため、より簡潔な案内文書として「生成系 AI の活用について」を作成した。

学生の皆様

帝京学園短期大学

生成系 AI の活用について

本学では、生成系 AI の活用に関する基本方針を策定しました。本基本方針では、生成系 AI の活用の目的や方法、留意事項などを明確に定め、適切で安全な活用を促進することを目的としています。

生成系 AI の活用には、さまざまなメリットがあります。たとえば、学生の学習を支援したり、新たな学習機会を創出したりすることができます。しかし、生成系 AI の活用には、いくつかの課題もあります。

- 生成されるデータの正確性や信頼性に問題がある可能性がある。
- 生成されるデータにバイアス（偏見や先入観等）が反映される可能性がある。
- 生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題がある可能性がある。

こうした課題を踏まえて、基本方針では、以下の内容が盛り込まれています。

- 生成系 AI の活用の目的
- 生成系 AI の活用方法
- 生成されるデータの正確性や信頼性の確保
- 生成されるデータにバイアスが反映されるリスクの回避
- 生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題の対応

また、教職員や学生に対する生成系 AI の活用に関する教育・研修の実施も盛り込んでいます。

学生の皆様には、基本方針を遵守し、適切で安全な活用にご協力をお願いいたします。具体的には、以下の点にご注意ください。

- 生成系 AI が生成したデータをレポートや課題の作成等にそのまま使用しない。本学では、学ぶ姿勢や倫理観を含めた「学生の主体的な学び」を大切にします。
- 生成系 AI の生成したデータにバイアスがないか、よく注意する。AI がいつも正しい回答を示すとは限りません。参考にするにも、正確な基礎知識や予備知識が求められます。使用する際には常に自分でその正確性を検証する必要があります。
- 個人情報や機密情報を入力しない。あなたが AI に入力した情報は、別の場面で AI に活用される可能性があります。個人情報や機密情報を入力したことで情報が流出する恐れがあります。その結果として誹謗中傷やプライバシー侵害にあたることがないよう、最新の注意が必要です。
- 他者の著作権侵害のリスクを考慮する。AI が生成する文章はインターネット上の情報をもとに作成されています。その場合、そのまま使用すると著作権侵害や剽窃（他人の著作から文章、図表、語句、話の筋、思想などを盗み、自分のものとして用いること）となる恐れがあります。
- その他、生成系 AI の使用に伴う倫理的な問題に十分に配慮する。

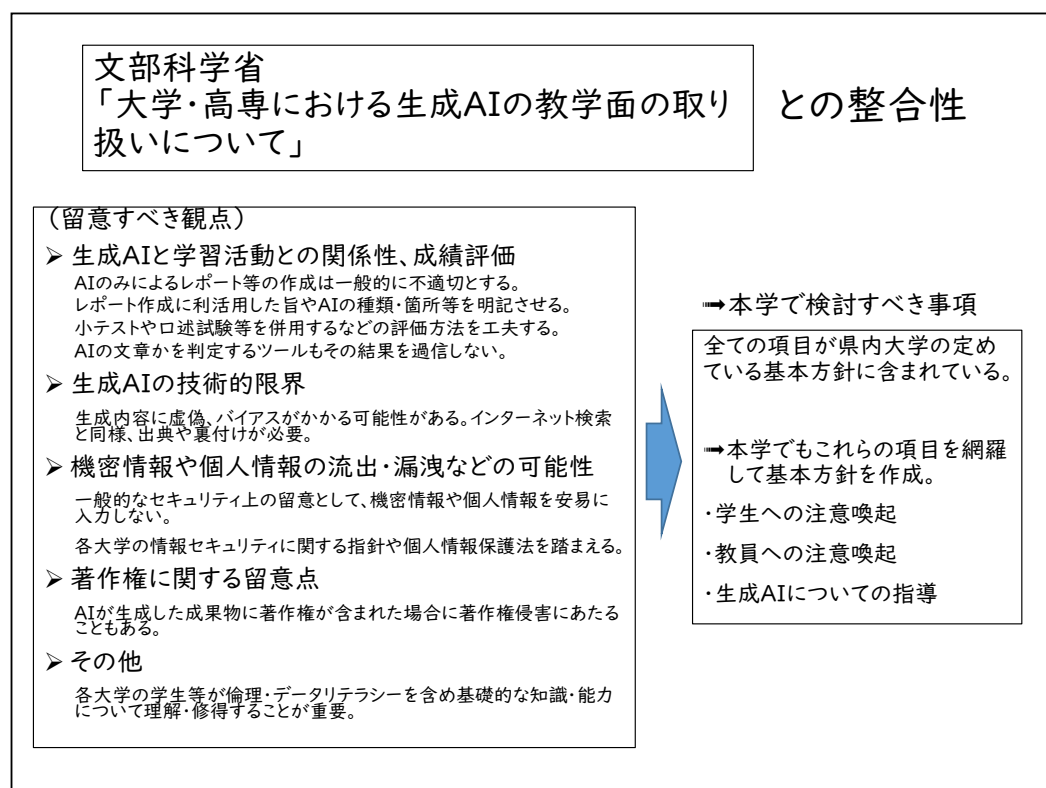
本学では、今後も生成系 AI の利活用について積極的に検討を進め、学生の皆さんの学びを支援していきます。

補足：生成系 AI サービスの適切な利用の一事例として、この本文の作成に Bard を使用しました。語句の簡略化や表現の見直しの他、本学に適した内容の検討等、上記の注意点を守りながら作成しました。

VIII. 妥当性の検証

作成した「帝京学園短期大学 ChatGPT 等の生成系 AI に関する基本方針」の記載内容について、前述した「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾や、文部科学省初等中等教育局「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」との整合性を確認した。

まず、「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾との整合性について確認した。留意すべき観点である①生成 AI と学修活動との関係性、成績評価、②生成 AI の技術的限界、③機密情報や個人情報の流出・漏洩などの可能性、④著作権に関する留意点の4つの観点については、県内大学の示しているガイドラインにおいても網羅されており、本学の基本方針においても明示されていることが確認できた。また、「その他」の「倫理・データリテラシーを含めた基礎的な知識・能力についての理解・修得」については、本学の実情に合わせて「8. 教育・研修」として学生への指導機会及び教職員の研修機会を示し対応を図ることで「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾との整合性を確保することができたと考える。



次に、文部科学省初等中等教育局「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」との整合性を確認した。当ガイドラインは、その対象として児童生徒を念頭に置いており、「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周

知)」¹⁾に比してより具体的な内容で注意喚起がなされているものである。本学では、高等教育機関である大学においてもその趣旨は共有されるものであると考え、より具体的な当ガイドラインとの整合性を確認した。

当ガイドラインでは、「各学校で生成 AI を利用する際のチェックリスト」が示されており、その内容として「①生成 AI ツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）」、「②事前に、生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか」、「③教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか」、「④個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか」、「⑤著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか」、「⑥生成 AI に全てを委ねるのではなく、最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか」、「⑦ AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか」、「⑧読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 AI の不適切な使用が行われないよう、周知、理解を得ているか」、「⑨保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか」の 9 つの項目が挙げられている。

このうち、「①生成 AI ツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）」については、高等教育機関であり在学する学生が既に成人を迎えている本学においては該当しないものである。ただし、生成系 AI ツール使用上の遵守すべき事や倫理観については、思わぬトラブル等を未然に防ぐためにも大学においても指導をする必要があると考える。そこで、本学の基本方針においては、情報機器（PC）を扱う一般教養科目内で情報リテラシーの一環として取り扱うことを明示した。これは、「⑦ AI を利用した成果物については、AI を利用した旨や AI からの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか」、「⑧読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AI による生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成 AI の不適切な使用が行われないよう、周知、理解を得ているか」、「⑨保護者の経済的負担に十分に配慮して生成 AI ツールを選択しているか」の 3 項目についても同様と考える。

また、「③教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか」については、当ガイドライン内の「3. 生成 AI の教育利用の方向性 （2）生成 AI 活用の適否に関する暫定的な考え方」をもとに妥当性を検討した。その中では、生成 AI の使用が適切ではないと考えられる例として、以下の 8 項目が挙げられている。「①生成 AI 自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分に育成されていない段階において自由に使わせること」、「②各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成 AI による生成物

をそのまま自己の成果物として応募・提出すること」、「③詩や俳句の搜索、音楽・美術などの表現・鑑賞など子供の歓声や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせること」、「④テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に使わせること」、「⑤教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりに安易に生成 AI から生徒に対し回答させること」、「⑥定期考査や小テストなどで子供達に使わせること」、「⑦児童生徒の学習評価を、教師が AI からの出力のみをもって行うこと」、「⑧教師が専門性を発揮し、人間的なふれ愛の中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成 AI に相談させること」の 8 項目である。①については、前述のように情報機器（PC）を扱う一般教養科目において、情報リテラシーの一環として指導の充実を明記することとした。②・③については、本学においても通常授業の他、領域「表現」における各種の活動が大きく関連するものとする。それらの指導場面においては、生成 AI の使用について一定程度の制限を設けることも含めて検討を要するものとする。④・⑤・⑧については、教員の倫理観に係る内容である。本学が専門職を養成する高等教育機関として高い専門性を維持・向上するためにも、FD 等を通じて情報リテラシーの一環として研修を充実することを基本方針上に明記した。また、⑥・⑦のような成績評価に関しても、各教科目のシラバスに記載される評価方法に基づいた評価を徹底することが重要である。FD 等を通じてこれらの倫理観も含めた研修を充実したいと考える。

一方で、活用が考えられる例としては、以下の 7 項目が示されている。「①情報モラル教育の一環として、教師が生成 AI が生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること」、「②生成 AI をめぐる社会的論議について生徒自信が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること」、「③グループの考えをまとめたり、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること」、「④英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人一人の興味関心に応じた単語リストや例文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること」、「⑤生成 AI の活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成 AI に修正させたものを「たたき台」として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること」、「⑥発展的な学習として、生成 AI を用いた高度なプログラミングを行わせること」、「⑦生成 AI を活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと」の 7 項目である。生成 AI そのものの体験的な利用やアクティブ・ラーニング等の主体的・対話的な教育など、本学においても一律に生成 AI を規制するのではなく、これらの項目を踏まえた上で教育活動に有効活用する方法を引き続き検討する必要があると考える。

その他、「②事前に、生成 AI の性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方等に関する学習を実施しているか」「④個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか」、「⑤著作権の侵害につな

がるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか」、「⑥生成 AI に全てを委ねるのではなく、最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか」の 4 項目については、本学の作成した基本方針内に明記した。

文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」

→ (案) に該当箇所あり

【参考 1】各学校で生成AIを利用する際のチェックリスト

- ☐ 生成AIツールの利用規約を遵守しているか（年齢制限・保護者同意を遵守しているか）
 - ChatGPT（OpenAI社）は13歳以上、18歳未満の場合は保護者同意が必要
 - Bing Chat（Microsoft社）は未成年であること、未成年の場合は保護者同意が必要
 - Bard（Google社）は18歳以上であることが必要
- ☒ 事前に、生成AIの性質やメリット・デメリット、情報の真偽を確かめるような使い方に関する学習を実施しているか
- ☐ 教育活動の目的を達成する上で効果的か否かで利用の適否を判断しているか
- ☒ 個人情報やプライバシーに関する情報、機密情報を入力しないよう、十分な指導を行っているか
- ☒ 著作権の侵害につながるような使い方をしないよう、十分な指導を行っているか
- ☒ 生成AIに全てを委ねるのではなく最後は自己の判断や考えが必要であることについて、十分な指導を行っているか
- ☒ AIを利用した成果物については、AIを利用した旨やAIからの引用をしている旨を明示するよう、十分な指導を行っているか
- ☐ 読書感想文などを長期休業中の課題として課す場合には、AIによる生成物を自己の成果物として応募・提出することは不適切又は不正な行為であること、自分のためにならないことなどを十分に指導しているか。保護者に対しても、生成AIの不適切な使用が行われないよう、周知・理解を得ているか
- ☐ 保護者の経済的負担に十分に配慮して生成AIツールを選択しているか

15/24

との整合性

→ 本学で検討すべき事項

本学は該当しない。
ただし、生成AIツール使用上の遵守事項や倫理観を指導する必要あり？
→「情報機器演習（情報リテラシーを含む）」

文部科学省ガイドラインの説明箇所を確認。
→ 3. 生成AIの教育利用の方向性
(2) 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方
……次のページへ

・課題を提示する度に注意喚起が必要
→ レポートや演習の資料等の課題を提示する全ての授業で指導をする必要がある？

・保護者への周知
→ 当基本方針策定後、公式HPの他にも連絡するか？

・有料AIの使用について
→ AIの他、SNSやゲーム等も含め、「課金」について触れた指導も必要か？

文部科学省「初等中等教育段階における生成AIの利用に関する暫定的なガイドライン」

3. 生成AIの教育利用の方向性
(2) 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方

(2) 生成AI活用の適否に関する暫定的な考え方

- 子供の発達段階や実態を踏まえ、年齢制限・保護者同意等の利用規約の遵守を前提に、教育活動や学習評価の目的を達成する上で、生成AIの利用が効果的か否かで判断することを基本とする（特に小学校段階の児童に利用させることには慎重な対応を取る必要がある）。
- まずは、生成AIへの懸念に十分な対策を講じられる学校でパイロット的に取り組むことが適当。

利用規約：ChatGPT…13歳以上、18歳未満は保護者同意。 Bing Chat…未成年、未成年の場合は保護者同意。 Bard…18歳以上

1. 適切でないと考えられる例 → あくまで示すものであり、個別状況に応じて判断する必要がある

- ① 生成AI自体の性質やメリット・デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階において、自由に使用すること
- ② 各種コンクールの作品やレポート・小論文などについて、生成AIによる生成物をそのまま自己の成果物として応募・提出すること（コンクール等の応募要項等には利用を禁止する規定を設けるなど十分の留意が必要）
- ③ 詩や俳句の創作、音楽・美術等の表現・鑑賞など子供の感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面などで最初から安易に使わせると
- ④ テーマに基づき調べた上で、教科書等の資料を基に作成された教材を用いる前に安易に使わせること
- ⑤ 教師が正確な知識に基づきコメント・評価すべき場面で、教師の代わりや安易に生成AIから生徒に対し回答させること
- ⑥ 定例考査や小テストなどで子供達に使わせること（学習の進捗や成果を把握・評価する目的に含めず、CBTで行う場合も、フォーマルな場面で、生成AIが使用しづらい状況にならないよう十分注意すること）
- ⑦ 児童生徒の学習評価を、教師がAIからの出力のみをもとに行うこと
- ⑧ 教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、安易に生成AIに相談すること

2. 活用が考えられる例 → あくまで示すものであり、個別状況に応じて判断する必要がある

- ① 情報モラル教育の一環として、教師が生成AIが生成する誤りを含む回答を教材として使用し、その性質や限界等を生徒に気付かせること。
- ② 生成AIをめぐって社会的議論について生徒自身が主体的に考え、議論する過程で、その素材として活用させること
- ③ グループの考えをまとめるため、アイデアを出す活動の途中段階で、生徒同士で一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用させること
- ④ 英会話の相手として活用したり、より自然な英語表現への改善や一人の興味関心に応じた単語リストや作文リストの作成に活用させること、外国人児童生徒等の日本語学習のために活用させること
- ⑤ 生成AIの活用方法を学ぶ目的で、自ら作った文章を生成AIに修正させたものをたたき台として、自分なりに何度も推敲して、より良い文章として修正した過程・結果をワープロソフトの校閲機能を使って提出させること
- ⑥ 発展的な学習として、生成AIを用いた高度なプログラミングを行わせること
- ⑦ 生成AIを活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点からパフォーマンステストを行うこと

5/24

との整合性

→ 本学で検討すべき事項

①……生成AIの基礎知識・倫理の学習
→「情報機器演習（情報リテラシーを含む）」

②③……各種表現活動での使用
→ 本学の教育活動にも大いに関連あり。基本的に使用を禁止する？

④⑤⑧……確かな専門性の確保
→ 高等教育としてプライドを持って指導？

⑥⑦……成績評価
→ 各科目でシラバス記載の評価方法に基づいた評価を徹底？

①～⑦……生成AIそのものの体験
主体的学習のきっかけづくり
発展的な学習の素材として活用

→ ???
①～⑦を踏まえて各科目で活用の可能性を検討する？

以上のことから、本学が作成した「帝京学園短期大学 ChatGPT 等の生成系 AI に関する基本方針」は、「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」¹⁾や、「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」に加え、山梨県内の大学による既出のガイドラインと比してその整合性を確認することができた。

一方で、今後の検討課題も認識することができた。現時点において検討を進めなければならない事項は以下の 4 点であると考ええる。

本学で検討すべき事項	
・ 生成AIツール使用上の遵守事項や倫理観を指導する必要 → 「情報機器演習（情報リテラシーを含む）」で扱う	
・ 生成AIの利用の適否	
→ 適切でないと考えられる例	・ レポートや各種表現活動での課題提出時に生成物をそのまま使用してしまう（案には明記） → 基本的に使用を控えるよう注意喚起する。 → 各教科目においてレポートや演習課題等を提示する度に注意喚起・指導をする？ ・ （学生・教員共に）生成系AIを安易に使用してしまう → 調べ学習では質の確保された教材（書籍等）を優先するよう指導する → 教員の代用としてAIを使用せず、責任を持って指導を行う。 ・ （教員）成績評価をAIに任せてしまう → 各科目でシラバス記載の評価方法に基づいた評価を徹底する。
→ 活用が考えられる例	・ 生成AIそのものを体験する機会を取り入れる → 「情報機器演習（情報リテラシーを含む）」 ・ 自然な言語表現への改善に活用 → 必要に応じて「英会話」「日本語表現」
・ 保護者への周知 → 基本方針策定後、本学HPに掲載することで周知する。	
・ 有料AIの使用について → 生成系AIの他、SNSやゲーム等も含め、「課金」について触れた指導も行う？	

「①生成 AI ツール使用上の遵守事項や倫理感の指導」、「②生成 AI の利用の適否」、「③保護者への周知」、「④有料 AI ソフト使用」の 4 点である。

前述のように、①については、生成 AI ツール使用上の遵守事項や利活用の倫理について、情報リテラシーを扱う教科目での指導を検討している。それに加え、②に挙げられる「適切でないと考えられる例」を念頭に具体的な指導内容を検討していく必要があると考える。また、②の「活用が考えられる例」の他、教育活動の一層の充実に向けて生成 AI を有効に活用する機会についても検討を進めていく必要があると考える。この他、③及び④については、学生のみならず、学生の保護者にも理解と協力を求め、生成 AI のリスク及び有効な活用方法について共通理解を図る必要があると考える。特に、「④有料 AI ソフト等」に発生する「課金」については、特に留意して学生及び保護者周知・啓発する必要があると考える。

IX. おわりに

本稿では、本学における生成 AI の活用に向けた基本方針の作成過程及び今後の検討事項について実践を報告した。先行研究や実践をもとに、教育機関として先端技術と向き合う姿勢を定めたことに加え、文部科学省によるガイドラインを基に基本方針に定めるべき視点や留意事項を俯瞰的に整理したことで、より客観性のある基本方針を策定することができた。さらに、俯瞰した論点の整理を通して、より現実的な視点で今後の課題を整理することができたことは大きな成果と言えよう。これにより得られた課題を基に、今後も引き続き本学の実態に即した基本方針を継続して検討し、充実した教育実践につなげていきたい。

また、試行的ながらも実際に生成 AI を活用しながら基本方針を定めることができたことは、本学にとっても魅力的な成果であったと考える。この試行的な実践をきっかけにして、生成 AI をはじめとした画期的な先端技術を積極的に利活用することが、特色ある保育者養成としての教育活動を一層充実する一助となれば幸いである。

(注)

- 1) 「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」2023.7.13 文部科学省 高等教育局専門教育課
- 2) 読売新聞2023.12.23朝刊13版 経済 8 「生成 AI 世界需要20倍 2030に製造業で活用増」
- 3) 野村総合研究所（NRI）<https://www.nri.com> 用語 | 技術
- 4) Alsmiley <https://aismiley.co.jp> AI ニュース「生成 AI（ジェネレイティブ AI）とは？」
- 5) 国立情報学研究所 2023.7.7 【第67回】大学等におけるオンライン教育とデジタル変革に関するサイバーシンポジウム「教育機関 DX シンポ」（オンライン開催での発表）
- 6) 乗添 凌太郎 iQ Lab リサーチマネージャー／九州大学共創学部
ウン クアン イー iQ Lab エンジニア／九州大学システム情報学府 情報理工学専攻
サイバーフィジカル・コンピューティング研究室
池田 悠登 iQ Lab エンジニア／九州大学工学部電気情報工学科 人工知能&情報セキュリティ研究室 実施

引用参考文献

- ・ 「大学・高専における生成 AI の教学面の取扱いについて（周知）」2023.7.13 文部科学省 高等教育局専門教育課
- ・ 野村総合研究所（NRI）<https://www.nri.com> 用語解説 | 技術

- AISmiley <https://aismiley.co.jp> AI ニュース
- 「初等中等教育段階における生成 AI の利用に関する暫定的なガイドライン」
2023.7.4 文部科学省 初等中等教育局
- 大学教育における生成 AI の活用に向けたチェックリスト [第1版]2023.7.18
一般社団法人日本私立大学連盟
- NII 国立情報学研究所 2023.7.7【第67回】大学等におけるオンライン教育とデジタル
変革に関するサイバーシンポジウム「教育機関 DX シンポ」<https://www.nii.ac.jp>
発表「大学生の生成系 AI 活用実態と今後の展望」

乗添 凌太郎 iQ Lab リサーチマネージャー / 九州大学共創学部

ウン クアン イー iQ Lab エンジニア / 九州大学システム情報科学府 情報理
工学専攻 サイバーフィジカル・コンピューティング研究室

池田 悠登 iQ Lab エンジニア / 九州大学工学部電気情報工学科 人工知能&情
報セキュリティ研究室

表現領域における制作者と鑑賞者との関連性

The relationship Between the creator and the viewer in the field of expression

キーワード：表現活動、記号学、構造主義

三 井 正 人

はじめに

筆者は「表現とは何か」というテーマを、自ら彫刻の制作を行う「作家」という立場と、表現活動について「研究者」の立場で従来研究を行い本学の紀要等で発表してきた。また本学は幼児教育者を養成する機関であるため、筆者は「子どもの表現活動とは何か」というテーマでも研究を行ってきた。

こういった研究の際、「表現とは何か」、「彫刻とは何か」を、ただ既定の概念枠の中で考えた場合、美術作品としては、歴史的意味合いかまた作家論的な研究内容となることが多い。また私の論文でも作品を批評する場合には批評家・評論家等の文章を引用することもあるが、往々にして大変美文調な、文章技術を凝らしたものになる。ややもするとそこでは既にある作品を再度評論家が言語・文章という修辞手法で表現し直したように感じることも多い。しかしこれはこれで何も悪いことはない。そもそも文化とは引用であり、評論も原作を引用しながらも批評家の想いを語るのである。ただそれは例えばある作品を再解釈するというより、また新たな評論家の視点から一つの表現を再度作り上げる、あるいは作り変える作業になっていく。

さらに「子どもの表現とは何か」においては、子どもの作品を再解釈するためには、子どもの発達過程や美術教育の範疇＝教育要領との関わりで表現を語ることになる。それらは、一見すると「表現」の研究ではあるものの、「表現」を「教育」や「子どもの発達」といったそれぞれ別の領域の概念を関係づけるようにも見えるし、その壁を超えることは異なる専門領域を互いに結びつけ、比較・検討ができるツールが必要であると思われる時がある。（→図1では表現（「表現と彫刻」「教育と表現」「子どもの表現」などの関連性についてまとめてみた。）

そこで筆者は「表現」をF・ソシュールの記号学の考え方で捉えなおし、あらゆる文化諸事象に共通する言語の特徴である＜体系＞の概念及び＜ラングとパロール、シニフィアンとシニフィエ、共時と通時、連辞と連合＞の二重性の考え方を「表現」「彫刻」

「子どもの表現」の領域にメタ言語として当てはめて考えた。ここではそれぞれの領域で＜連合＞する事柄を領域を超えた視点として理解し、我々人間の思考するあらゆる事象に共有できる構造を見出した。（※尚本論では記号学・構造主義で専門的に定義された単語や概念を＜＞印で表し、哲学的に定義された単語及び引用文献を「」で表すとともに、文献内での本論で特にキーワードとなる専門用語は『』印で表すこととする）

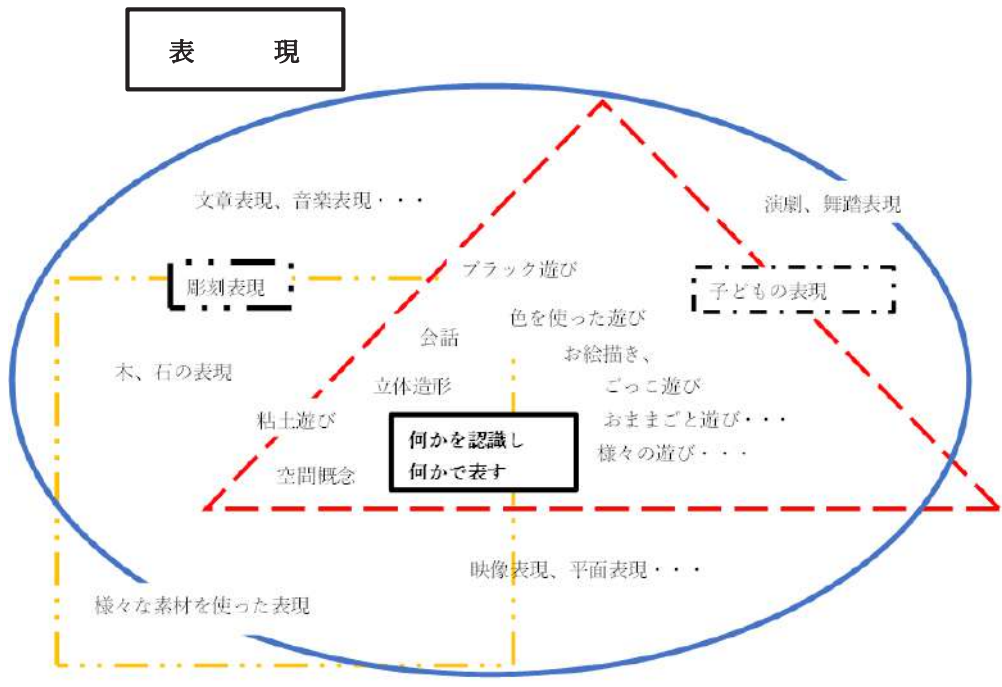
筆者はここで、ソシュールの体系の概念である＜個々の実体や意味は、もともと存在しない。あるのは、隣接項との対立関係だけ。その対立関係から意味は生まれる＞から一歩進めたJ・デリダの＜意味のあるところには、つねにすでに、他への参照、あるいは、他による媒介が働いている＞という考え方に注目したいと思う。デリダは、＜意味がそこにあるためには、その記号は、他との関係を必要とし、そのためには、他と異なることが必要になる。この差異化は、必然的に、時間的な差異化でもある。この他との差異化の側面が「ずれ」であり、時間的な差異化の側面が「遅れ」である＞とする。つまり差異の概念の中では、各領域の意味が初めから定められたものではないため、関係性の中で差異化され意味を獲得する。このことは構造の視点から今までの固定化された各領域の概念は、隣接項との関係性を変えていくことで意味を変え、組み替えていくことが可能であることを示している。

本論ではこういった＜構造主義＞の考え方を基本にしている。我々が既に規定されている、また、こういうものだと思っている各領域の概念は実は初めから決まったルールで固められているわけではない。「表現」とは、こういうモノであり、「彫刻」とは、こういうモノであり「子どもの表現」とは、こういうモノであるという考え方＝認識は、ある意味である時点での専門性であり、ある視点から見ると固定された厳格なルールのように認識されるが、別の視点（共時的視点）で見ると各領域と隣接した領域との共通した事項も多く、一部を入れ替えが可能で、組み替えることにより各領域は幅を広げ新たな価値が認識される。

それぞれのルール（決まり事）＝＜ラング＞は常に新たな発話＝表現＝＜パロール＞の組み合わせによりその形を変化させ、新たな意味の構築を目指している。美術の歴史、様式また学習指導要領の変遷は、その時代に求められる＜ラング＞を＜共時＞的視点で解釈したものであり、「表現」の自由たる由縁もまさにここにある。

本論では既定の「表現」を歴史的な位置づけや作家論や作品論、また美術教育という固定された枠をずらし、＜表現という構造が我々の認識とどうかわっているのか＞という基本的な疑問に、従来継続してきたソシュール記号学的、構造主義的（J・デリダやJ・ドゥウルーズ、F・ガタリ）な視点を活用しながら、「表現」・「彫刻」・「子どもの表現」がどのように関わり成り立っているのか、これらはどのようにそれぞれ認識されてその底流にある、共通項は何なのか、さらに実際に彫刻と舞踏等の様々な表現を例に挙げて研究を深めていこうと思う。従って今回の筆者の研究の主題は「表現」の底流にある《構造的な認識論》の内容となる。

図1 表現と彫刻、子どもの表現 の関連性



さて表現された作品は、多くの人が鑑賞し、作品を通して表現者と鑑賞者のコミュニケーションをとることが前提となっている。多くの場合表現された作品は、鑑賞者を前提に制作される。また作品を見た鑑賞者はその作品から何かを感じ、その感じたものを言葉を使って表現する。そう考えると制作と鑑賞は同じ「表現」の流れの中にあり、言葉等を通じて制作者は再度制作した作品を見るという循環が生まれる。

また大人と違って、子どもの描くながりがき期の作品を前に、そもそも子どもは何故ながり描きを行うのかと考えると、単に子どもだから、未熟だからという技術的な問題ではなく、子どもが制作を通して表現したかった事があるのではないか、であるのなら我々はその思いをどう汲んでいけばいいのか、、、実はこうした科学的・医学的な人間の内面的な構造は現在でもよくわかっていない。人間の脳は、シナプスとニューロンに電気信号が走ることにより五感から受け取った情報を処理して認識し、神経細胞にも電気信号が神経を刺激しエネルギーを作り、イメージの世界ができあがることはわかっているが、作品を作る以前のイメージの世界や制作者と鑑賞者とを繋げる何かしらのエネルギーは空気中を通して伝わり、その反響がまた制作者に影響を与える際どのようなやり取りがあるのか、いまだに明確に科学的な説明はなされていない。

では言葉でうまく表現できない領域を、我々はどう認識し、理解していけばいいのか。この課題に関しても先の「表現」の底流にある《構造的な認識論》と深くかかわっていると筆者は予見し、まず認識とは何かについて考えていくことにしよう。

本論は、カントに始まる近代思想が、モダニズムからポストモダニズム、記号学、構

造主義、ポスト構造主義の現代に至る認識論の流れに沿って、その共通する視点から「表現とは何か」そして「表現はどのように鑑賞者に伝わるか」について探ろうとする。また本論では2023年に筆者が制作した彫刻作品「月夜に」の制作過程を紹介する。具体的な表現領域の中で、イメージを形にする過程と作品が鑑賞者に与える影響や鑑賞者が作家に与える影響の関係や、また彫刻と舞踏という異なった領域の総合的な表現にフォーカスして、領域をずらし、新たな表現に近づこうとする試みについて、理論的な裏付けと実際の画像を通して解説する。このことにより彫刻・舞踏、新たな表現の制作過程と鑑賞者との関係、制作者と鑑賞者の《構造的な認識の関係》を明らかにしていこうと考えている。

1. モダニズム

【ウィキペディア (Wikipedia)】にはモダニズム（英語: modernism）とは、「近代主義のことであり、20世紀初頭に各分野で起こった実験的な芸術運動。モダンアートともいう」と記されている。

モダニズムは18世紀末から20世紀以降に起こった芸術運動、特に第一次世界大戦以後（戦間期）の1920年代を中心にした前衛的な動向を指す。従来の19世紀芸術に対して、伝統的な枠組にとらわれない表現を追求した。文学・哲学・美術などで、未来派、表現主義、ダダイズム、シュールレアリズムの運動がある。

モダニズムにおける特徴的な概念はカントの認識論に始まる。

2. カントの思想

(1) 純粋理性批判

イマヌエル・カントは、ドイツ観念論哲学の祖であり、ドイツ観念論とは、プラトン、アリストテレス哲学に次ぐ主要な哲学体系の一つである。【10分でわかるカントの思想 - 純粋理性批判をわかりやすく解説 | クリプトピックス わかりやすい経済学 (vicyptopix.com)】によるとカントの哲学では以下のように認識について記している。

「カントの純粋理性批判で試みたことは、人間理性の自己批判によって、人間理性が有効な範囲と、人間理性が及ばない範囲を明らかにすることだった。一方で経験主義とは、古典的理性主義のように、神から分け与えられた理性を正しく使えば、世界の理性法則を理解できるという考えを否定した。そして、我々人間が得られる認識は、同じ経験をした人が、そうだったと認める程度だと考えた。～中略～人間は所詮、経験的認識しか持ち得ないのならば、なぜ「 $1 + 1 = 2$ 」のような数学的認識や、ニュートンの物理法則などが成立するのだろうか？

そこでカントは人間理性に認識しやすい形で現れてくる『現象界』に限り、理性的認識が可能であると考えた。

→数学的認識や物理法則など逆に『現象界』とは関係のない、人間が介在し得ない物

だけで成立する『物自体界』については、経験的認識しかできない」

つまり、カントは、人間理性が認識可能なのは、「たまたま人間が理解しやすい形で現れてくる『現象界』のみである」ということを主張した。

(2)コペルニクスの転回

今までは「我々の認識は対象に依存している」と考えられていた。しかし、カントはそれを180度転換して、「対象が我々の認識に依存している」と考えた。つまり「物自体の世界」に対しては、われわれの認識能力は無力だが、「現象界」に限るなら普遍性と客観的妥当性が可能であることを主張した。

つまり、自然界の様々な存在は、人間の思考の枠組みによって整理されることで『現象界』として理性的に認識されて客観性を持ち得るということである。人間理性が認識可能な「現象界」は、静的な物ではなく、この枠組みに従い拡張されていく。

【10分でわかるカントの思想 - 純粋理性批判をわかりやすく解説 | クリプトピックス わかりやすい経済学 (vicryptopix.com)】

3. 記号学的視点

ソシュールは、言語を考察するに当たって、＜通時言語学 / 共時言語学、ラング / パロール、シニフィアン / シニフィエ＞などの二分法的な概念を用いた。ソシュールが指摘したのは、＜世界ははじめてから個別の事物があるのではなく、言葉によって世界の区切り方は異なる＞という点であり、前述したカントの＜自然界の様々な存在は、人間の思考の枠組みによって整理されることで『現象界』として理性的に認識されて客観性を持ち得るということである。人間理性が認識可能な『現象界』は、静的な物ではなく、この枠組みに従い拡張されていく>という点で共通している。

つまり、ソシュールはカントの言う＜思考の枠組みとして認識される世界＝『現象界』>を言語により切り取ったことができる。

【Es Discovery's Encyclopedia】によれば、「ソシュールは、言語構造や言語規則を研究する際に、言語記号（シーニュ）を以下のように3つの枠組みに分類して考えた。ソシュールが主要な研究対象としたのは、コミュニケーションや感情伝達の道具としての＜パロール（音声言語）＞ではなく、意味伝達や表現・記録活動の道具としての＜ラング（文字言語）＞であった。＜シニフィアン（signifiant, 能記）- シニフィエ（signifie, 所記）＞の図式……記号表現（指示するもの）である＜シニフィアン sa＞と、記号内容（指示されるもの）である＜シニフィエ se＞の図式から言語構造・言語規則を考察する」。

また「＜共時態 - 通時態＞の図式……ある時間軸における言語体系の構造や規則を研究する＜共時態＞と言語（文法・単語）の時間経過による変化や歴史的な起源を研究する＜通時態＞の図式」を提唱した。さらに「＜ラング - パロール＞の図式……記述と読解の行為によって意味伝達される言語としての＜ラング（言語の諸規則）＞と、発話行

為によって意志伝達される言語としての〈パロール（音声言語）〉の図式。〈ラング・ランゲージュ〉の図式……日本語や英語といった言語（言語規則）としての〈ラング〉と、言語で意思疎通を行い使いこなせるという言語能力としての〈ランゲージュ〉」について言及した。

具体的には「ソシュールは、言語記号を〈シーニュ〉と呼び、〈シーニュ〉は言語表現や音声像として意味（内容）を指示する〈シニフィアン sa〉と、〈シニフィアン sa〉によって指示される言語内容（言語の意味・対象）である〈シニフィエ se〉に分けられると考えた。「犬」や「猫」という言葉（音声）の〈シニフィアン sa〉は、その言葉によって指し示される「犬の意味（対象・形態・特徴）」や「猫の意味（対象・形態・特徴）」という〈シニフィエ se〉を持っている。「INU」や「NEKO」といった音声言語の記号である〈シニフィアン sa〉は、必ずそれが指し示す対象（物質・意味・概念）としての〈シニフィエ se〉を持っているのである。～中略～しかし、物理的な〈シニフィエ se〉にせよ観念的な〈シニフィエ se〉にせよ、それがその名前や言葉で呼び表されるべき必然的な理由は何も存在しない。～中略～その意味において〈シニフィアン sa とシニフィエ se〉の結びつきは恣意的なものであり、社会文化的な共通理解や取り決めによって結びつきが決定されているに過ぎない」（〈〉は筆者記載）

【Es Discovery's Encyclopedia】の解説をまとめると、個々の実体や意味は、対立関係から生まれ、〈シニフィエ se とシニフィアン sa〉の結びつきは〈恣意的〉であることといったこのソシュールの考え方は、言語を対象とする哲学の伝統的な世界観である『实在論（世界の事物・秩序に対して名前がつけられるとする世界観）』を否定して、〈言語は恣意的な差異の体系（言語の差異の体系によって世界の事物が分節され共通の世界観が作られるとする世界観）〉であるとする構造主義的な考え方を持ち込むことにつながっていく。言語記号のシステムは、物理世界の秩序の写像といったものではなく、記号システム内部の差異によって世界を分節する作用なのである。これは世界秩序や自然事象が先にあってそれに言語で名前を付けるという『实在論』の考え方ではなく、言語の差異のシステムが先にあって世界秩序や自然事象を構築するという考え方である。

また【Es Discovery's Encyclopedia】によれば、「言語の差異や対立を人々が共通認識することによって、世界が分節化され秩序が形成されるという〈関係論への発想の転換〉がソシュールの言語学にはあった。『通時的原因の追求や機能的価値からの演繹』ではなく〈所与の構造〉によって現象を理解するというこの発想の転換が、後に、文化相対主義を提唱した C・レヴィ・ストロースなど構造主義の思想家に大きな影響を与えることになる。

構造主義とは、ある一つの問題事象（社会現象）に存在する複数の要素から成り立つ構造を、それ以外の並列的な問題や現象に当て嵌めて論理整合的に説明できるという思想潮流のことである。基本的に、物事や歴史に優劣（進歩・未開）の差異を付けないという価値相対主義の視点を含んでいる。

【ソシュールの言語論（シニフィエ・シニフィアン）と構造主義 (esdiscovery.jp) 】 参考

4. 表現における記号学

このように本論は上記 E・カントの『対象が我々の認識に依存している』という発想と F・ソシュール記号学の体系的な視点の『実在論』から〈関係論〉へと繋がる構造主義的な考えに依拠している。これを踏まえ次に、F・ソシュールの〈連辞と連合〉に焦点を当て「表現」・「彫刻」・「子どもの表現」がどのように関わり成り立っているのか、これらはどのようにそれぞれ認識されて、共通の制作（製作）に向かうのか考えていこうと思う。

まず、各領域は以下の図 2 のように連辞活動と連合活動により共通の視点をそれぞれ持ち、関連し合っている。

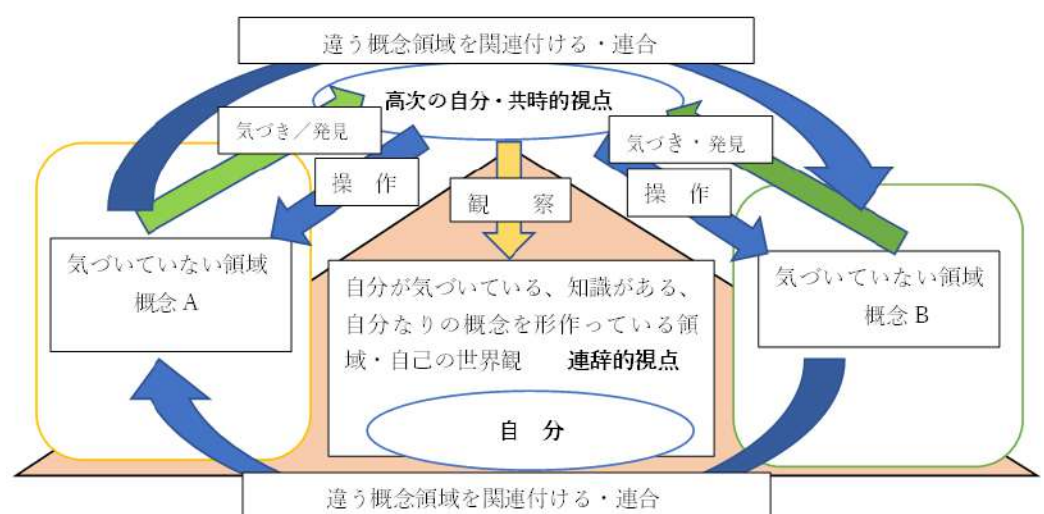


図 2 連辞活動と連合活動

ここでは、自分の知識やモノの見方を目に見える〈連辞的・通時的〉な視点より高次の視点である〈連合的・共時的〉視点を獲得することで、今まで見えなかった、また気づけなかった領域を既存の自己と組み合わせ新たな自己を見出そうとする『メタ認知』の視点を解説している。この視点により各領域の関連する〈連合活動〉が活発となり、各領域の形や意味、概念の共通項を見出すことや入れ替え操作が可能となる。上記の E・カントの認識論『対象が我々の認識に依存している』と F・ソシュール言語学〈実在論（世界の事物・秩序に対して名前がつけられるとする世界観）〉を、〈言語は恣意的な差異の体系（言語の差異の体系によって世界の事物が分節され共通の世界観が作られるとする世界観）〉であるとする構造主義的な考え方を、「彫刻」・「表現」・「子どもの表現」にこの『メタ認知』の構造に当てはめて考えると次の図 3 制作する際の構造のような「表現」の構造が見えてくる。

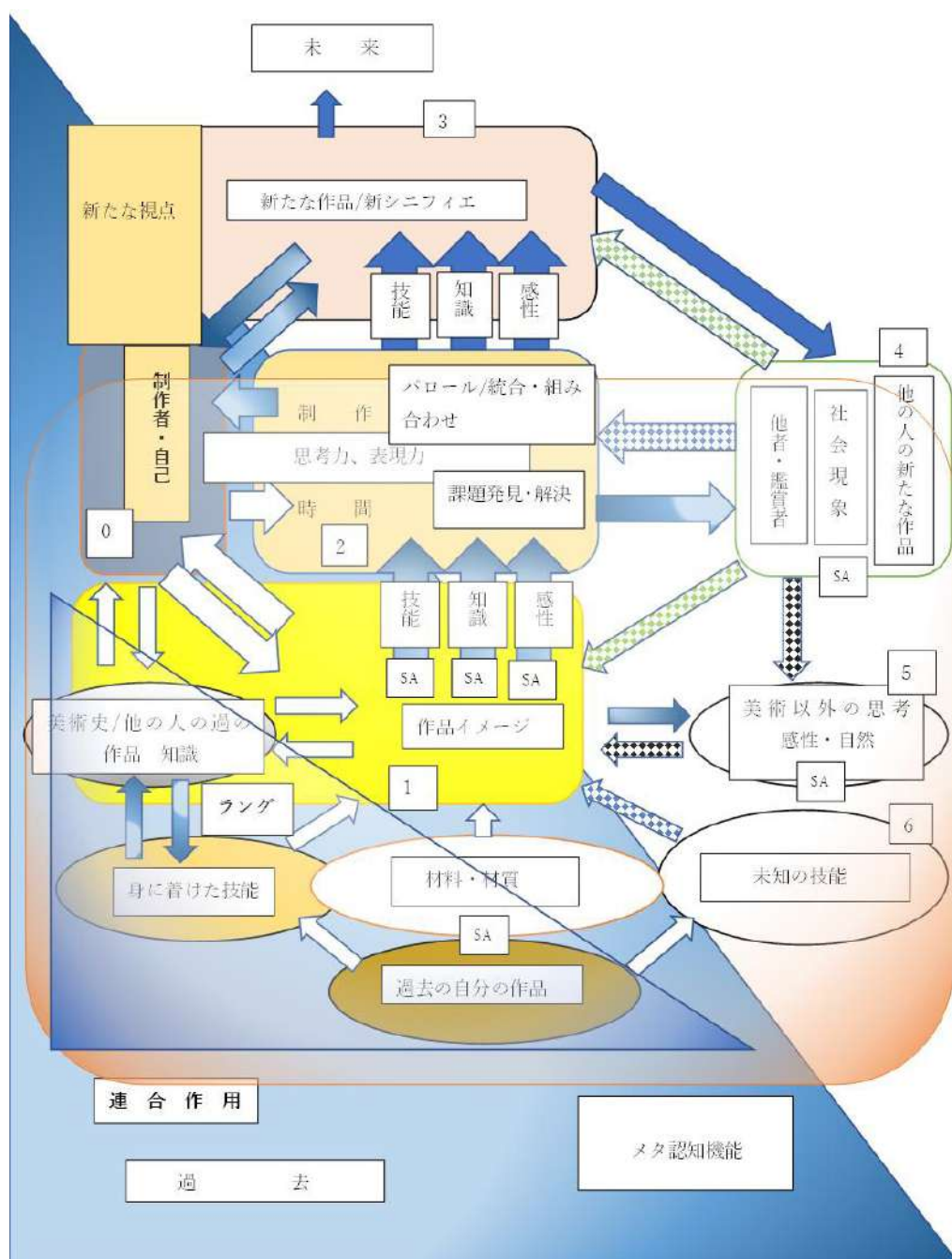


図3 制作する際の構造

図2、図3は、筆者が2022年度に本学紀要にて「内と外」と題し自ら制作した作品（「リピート」 2019 第65回一陽展 国立新美術館）をもとに表現における制作者と鑑賞者の関係を図に表わしたものである。

ここではメタ認知の機能を使い、自己の既定の概念をずらし、組み替えていくことで

新たな制作の視点を醸成していくことができることを表している。この構造は「表現」、「彫刻」、「こどもの表現」の全てに共通している。

次に表現においては、制作者（演奏者）と作品、そして鑑賞者の関係はどれも欠くことができない表現活動の重要な要素である。表現者は自らの思いを絵や彫刻においては色や形に託して見る者に、また音楽においては音符やコードを用いて音という手段で聞く者に自己の思いを伝えようとする。

その際に表現者の思いがそのまま鑑賞者に伝わることはないかもしれないが、作品を見て、また音楽を聞いた場合、鑑賞者は何かしらのメッセージを受け取る。そこでは言葉ではうまく表せない何かしらの印象や思いが鑑賞者には伝わる。さらにその作品にこめられた思いが強く、あるいは表現力が豊かな場合、鑑賞者は圧倒され心を強く動かされる。

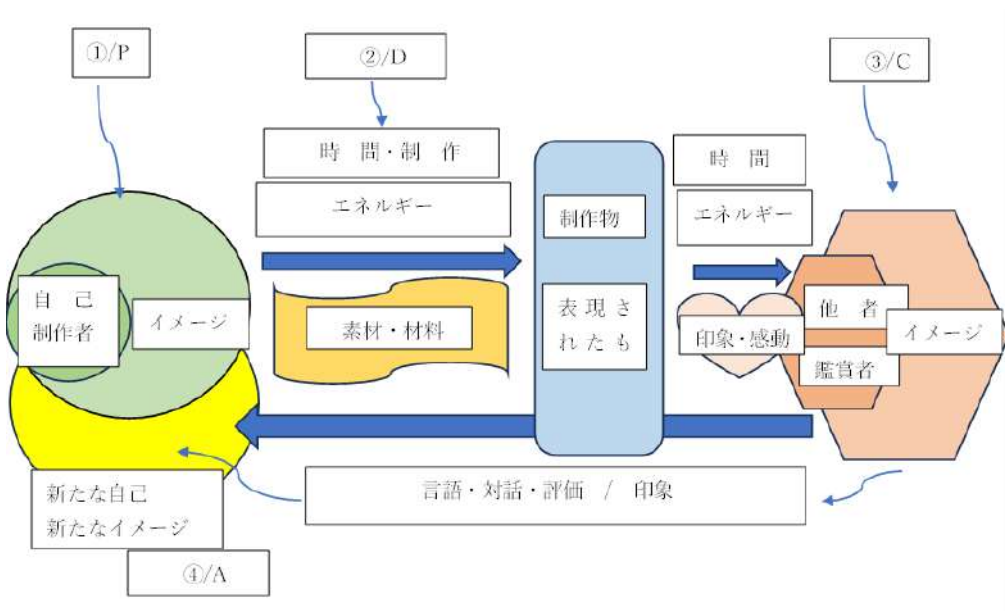


図4 制作者と他者（鑑賞者）との関係（PDCA）図

その時、上記図4「制作者と他者（鑑賞者）との関係図（PDCA）」のような時間的な流れを「表現」には共通して想定することができる。ここでは図3を基に実際に2023年度に制作した舞台美術「大駱駝艦壺中天公演『月夜に』」（以後「月夜に」と省略）について具体例として画像1～8をあげながら（図3と図4参照）解説していこうと思う。

図4の①の段階は図3の①の段階であり、制作者は何を作ろうかイメージしている段階である。この段階では制作物はまだ眼前には存在していない。次に②では過去の記憶にある制作方法や作品（画像1）を参考に素材を選び加工していく。

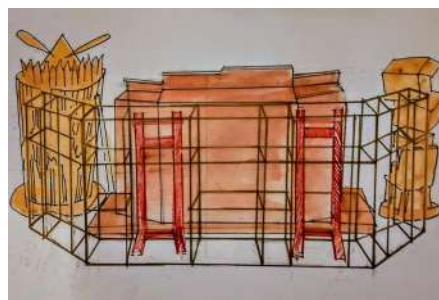
脳の中でイメージした形や素材は立体作品の場合は過去の作品のイメージ（画像1）や正面からのデッサンだけでなく横や後ろ、またその構造等を具体的に紙に描くことから制作は始まる。（画像2参照）

はじめに大駱駝艦 齋門由奈舞踏手から原作「月夜に」の台本を頂き美術担当として舞台美術の制作依頼を受け、イメージしたのは木の長屋だった。実際の舞台では長屋を中心に筆者の過去に制作した作品（画像1）の一部を必要に応じて並べ、全体として舞台全体がバランスよくするためにはどうすべきかイメージした。

下の画像1は、「月夜に」の長屋をイメージし制作した作品「階段長屋2022」である。尚、原作では長屋は戦後間もなくのバラック小屋で、4人の主になる舞踏手の部屋が記されていたためドアを4枚作製した。



画像1



画像2

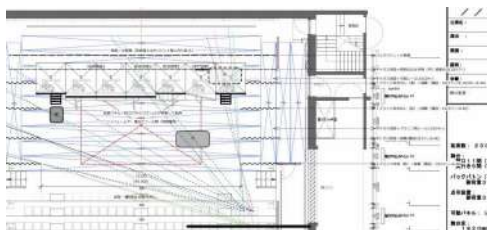
また長屋の後方には鉄骨を組み、表より見たときに屋根の上に上ったの演技もできるよう依頼されたため、画像2のイメージ図では背後に鉄パイプを組んでいる。

「月夜に」が発表される「座・高円寺」の舞台は、大変横長であり、横の尺を稼ぐのにいくつか筆者の過去に制作した作品を並べる案を提出した。その中には舞台を動き回る牛の像が必要であるということで、これも以前筆者が作った牛を登場させる計画となった。次のイメージ画像3はそれらを並べて全体の舞台がどのようなイメージになるかシュミレーションしたものである。

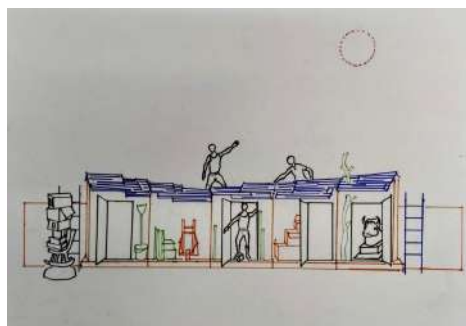


画像3

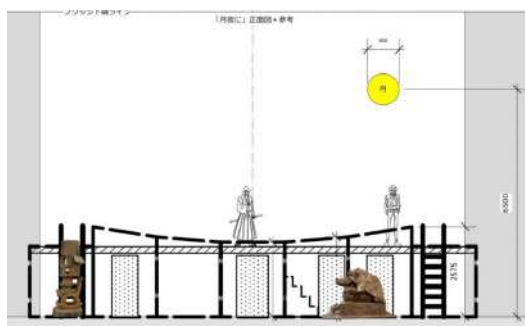
はじめのイメージを持ちながらも、会場の実寸と踊りの内容から、多くの変更点が生じた。公演場所の「座・高円寺」の舞台は、縦の尺は高く横の尺も長い割に舞台の奥行きは短いということで横にいっぱい長屋を作り、前や横に置くことを想定していた過去の作品はアクティングエリアを犠牲にすることになるため、最小限のものとすることとなった。何度か検討を重ねた結果、長屋を4つから5つの部屋に変更し、長屋を前面に強調することで計画がまとまった。但し牛の像だけは、原作の筋立てに必ず必要であったため、はじめのイメージ通り登場することとなった。これは図3の④の外部からの情報によりイメージの変更を表している。ここでは、打ち合わせの中で舞台の奥行きがないことと、立体的な構造物や彫刻をバランスよく並べることの困難さが表面化したものである。また通常舞台では美術作品は基本的に発砲スチロールが多用され、重量的に重いものは用いない。今回計画していた素材は木であり、重量的には大きく違う。筆者は舞台美術を経験するのは初めてであり、彫刻の空間概念的な視点や視覚的な重量感＝存在感を高めるために重視しているが、踊る立場から言えば、踊るための空間の確保や演技中の大道具の移動は軽いに越したことはない。つまり彫刻的な表現の概念と舞台美術での一般的な概念とが舞台構成という同じ土俵で議論され、その結果舞台美術に彫刻的な要素を組み込んだ舞台構成となった。図3の⑤でこのことが表されている。このような議論を重ね、最終的に下の図4、5-1、5-2、5-3、5-4のような長屋のイメージが固まった。後方の屋根に上るためには1820mm×1820mm×2000mmのスチールデッキを7つ組み合わせ左右に梯子を制作することとなった。画像4は実寸を重ね合わせた舞台上部からの図面である。



画像4



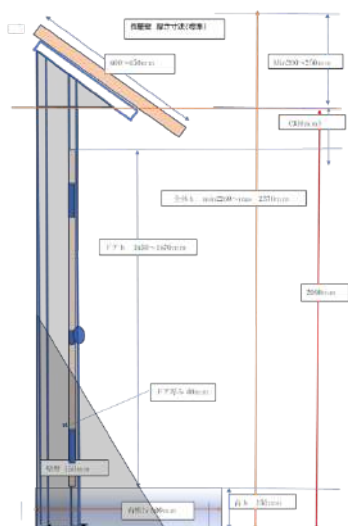
画像5-1



画像5-2



画像5-3



画像5-4

また画像5-1～3は舞台正面から見た実寸の長屋となる、長屋の1部屋の幅は1820mm、奥行きは650mm、最低の高さは2200mm、左右の最高の高さは2600～2700mmとなった。これは移動の際建物のドアの開閉やトラックでの運搬の際にぎりぎりの寸法である。

素材は、基本はベニヤ材を組み合わせ、ドアの開け閉めがあるため構造的にはしっかりした木の枠を作る必要があった(画像5-4)。また当初は奥行き450mmの予定で後ろのスチールデッキに重心を持たせる計画であったが、踊る内容が固まってくる中で、5つの長屋自体をそれぞれ前後左右に移動させる必要が生じた。これは単に壁を板として作るのではなく構造物として倒れないように土台を強固なものにすることが必要となった。

このようにして、原作「月夜に」を受けて過去の筆者のイメージ、や経験、作品、あるいは状況に応じて必要な情報を加味しながら、はじめはぼんやりとしたイメージであった長屋は、図3制作する際の構造における②で示したように、外的な要因として実際の舞台を前提に寸法が決まり、予算を含む制作可能な材料、また公演までの予定が決まり、制作を開始することとなった。

5. 長屋の制作

次に図4制作者と他者(鑑賞者)との関係(PDCA)図の②で制作が実際に始まるが、今回の場合構造物として2500mmを超える壁が劇中に移動する場合、構造的にしっかりといないと劇中に倒れてしまう恐れがある。その為事前にほぼ同一素材で5分の1の模型を作製した。木の組み方、台座の重量などを把握する為である(画像6)。移動を考えた際、台座の前後幅に対して高さや上部の重心の重さが適切であるかの確認を行っ

た。またドアを設置した際の構造的な柱の位置や強度が十分に保たれるかについて確認したかった。さらに表面の仕上げには杉の板を張ることを計画していたので実際に貼った場合どのような効果が生まれるか試してみる必要があった。



画像6 5分の1模型

図4の②Dにおいて記されている実寸の制作では、移動での総重量を考えると台座には杉のワンバイ材19mm×140mm×2980mmとドアの開閉を支える縦の柱は杉のワンバイ材19mm×89mm×2980mmを用いることとした。初めの1枚目の壁は杉の垂木を中心に組み、3mmのベニヤで組み立てていったが、高さ2500mmを超える杉の垂木は狂いが大きく組んでいく過程で垂直・水平を確保するのが困難となった。そのため2枚目以降は台座とドアは当初のワンバイ材を用いたが垂木の柱の代わりにラワンランバー4×8（しはち）サイズ2430×1220×15mm～32mmを用いて構造材として活用した。画像5-2、5-3、5-4での最大の壁は高さが2650～2700mmであったので300mmは屋根の厚みで稼ぐこととした。屋根材は12mmのベニヤを貼っている。（画像7-1、2、3、4、5参照）

特に模型の段階でも気になっていた台座の前後幅は実際に組み立ててみると当初の450mmでは移動は不可能で600mmにして重心的にも妥当であった。重心を稼ぐために910×1820×厚み150～200mmは、ほぼ杉材で埋まったが、壁と台座の角度がついたので手数はかなりかかった。表面の加工は、従来あった杉の板を最大14mm幅に切り出し、厚さ1.5～2mm程度に薄く昇降盤でカットして表面を覆うこととした。1枚目から5枚目の壁制作では模型は約1か月かかり、実際のサイズでは時間は約2か月半かかった。これは図3の②、④、⑤がこの過程に該当する。

画像7（1－5） 制作過程図



画像7－1



画像7－2



画像7－3



画像7－4



画像7－5

画像7－1、2は台座にドアの柱を立て、そこに壁としての補強と屋根の基礎を加えた。

壁の表面は、3mmベニアに杉材の板を張り付けていく作業であるが、（画像7－3～7－5）これは前記の画像1の作品と画像6の5分の1模型作品で事前にその効果を確認している（画像8）。事前に仕上げた作品にはカシュウで下塗りし金色の塗料で上塗りしてヤスリでこすり出しているが、舞台美術では木の質感を最大限活かすために塗装は



画像8

施していない。舞台上での照明効果を最大限にするため考慮しての判断であった。この5分の1模型（画像8）は「月夜に（迷路）」と名付けられ2023年度第69回一陽会（六本木・国立新美術館 10月4日～16日）に出品し、植木 力賞を受賞した。このことは筆者にこういった作品で何かしらの評価を得られるという自信を持たせる。またこの作品を見て「僧は推す月下の門」を思い浮かべたという方がいた。推敲の基となる「唐詩紀事（とうしきじ）」という、中国の故事などを集めた書物に、由来となった漢文が収められている。唐の時代、詩人の賈島（かとう）は「僧は推（お）す月下の門」という句を思いついたが、「推す」を改めて「敲（たた）く」とするか悩んでいた。そして悩むあまり、賈島はうっかり長安の長官である韓愈（かんゆ）の一行にぶつかってしまう。賈島はそこで理由を話したところ、韓愈は親切にも「敲くとするのがよい」とアドバイスをした。そして2人は並んで進みながら詩を論じ合ったというものであり、ここでは鑑賞者は「月夜に（迷路）」の題名や作品から著名な漢詩を思い出す印象を持っている。このことも当初制作している筆者にも思い浮かばなかったことではあるが、批評を聞いて今後の制作のヒントとなった。筆者はこの作品で一般に木彫作品は実際の本で制作するもので、ベニヤ板に木の薄い板を張り付けるという制作方法が果たして妥当な評価を得られるか思案していたが、多くのポジティブな評価を頂き、今後の制作も多くの木の可能性を探る契機となった。図2の④に該当する事柄である。



画像9



画像10

左の画像9は2023年10月20日～22日の3日間、高円寺の「座・高円寺」にて大駱駝艦壺中天公演 齋門由奈演出「月夜に」が開催された際の宣伝用チラシと当日の「座・高円寺」の風景画像である（画像10）。

さて、ここでもう一度筆者に大駱駝艦より依頼されたものを確認しておく、最終的に木の長屋 / 土台・壁・屋根（高さ2200mm × 幅1820mm × 奥行600mm 1枚 / ドアつき、高さ2400mm × 幅1820mm × 奥行600mm 2枚 / 1枚はドアつき、高さ2600mm～2700mm × 幅1820mm × 幅1820mm 奥行600mm / 2枚ドアつき）を新作することである（画像11）、また過去の筆者の作品「森の掟」（2022年度第68回一陽展出品 / 六本木・国立新美術館）を貸し出すという内容で美術担当の手伝いを行った。次の画像11は納品した様子を撮影したものである。後にこの作品は2023年度11月に本学紅葉祭でも玄関ホールを飾る門柱としても展示している（画像20）。

画像11



長屋 / 5枚の壁 正面



長屋 / 5枚の壁 斜め

6. 舞台美術、舞踏、面について

① 舞台美術

この「月夜に」の舞台美術は、当初より従来の大駱駝艦の舞踏の作製方法とは異なる発想で制作を進めるという意図があった。勿論主として鷹赤兎が主宰する大駱駝艦の舞踏手が大駱駝艦の様式に基づいた舞踏を行うことには変わりはないが、制作方法の過程として、まずオリジナルの原作である台本を基に舞台美術を依頼された。原作は非公開ではあるものの事前に小説風の物語と台本が用意されていた。通常大駱駝艦の舞踏の作製手順は踊りのイメージが先行し、必要に応じて美術が制作されるという。特に台本があるわけではなく、場合によっては既成の物語や昔話が基本となり、会話や言葉での表現はないものの踊りの構成で舞台を作り上げている。

ただし今回は、舞台が従来 of 吉祥寺の壺中天とは異なり「座・高円寺」は横長の舞台であり、従来 of 壺中天よりはるかに大きい横幅12mを超え、高さも5mを超えている。その横長、縦長の空間で緞帳も一文字幕も中引き幕も暗転幕もない。つまり天井から釣ったものは舞台上には隠れないという舞台であり、袖幕→舞台袖に吊ってある幕、サイド幕→舞台サイドに吊ってある幕、見切れ幕・脇幕→舞台袖が見切れるように吊ってある幕も最低限のサイズ（2000mm）で袖はあまりなく、一般の舞台とは大分構造が異なっていた。従って縦の空間も横の空間も、一旦舞台に出した美術はほぼ隠しようがなかった。また舞台の奥行きも横幅に比べて短く、最大6500mm ほどしかアクティングエリアが確保できなかった。奥行については高い空間を意識し、長屋の裏に屋根部分に上るため2階のアクティングエリアを確保するため1800mm 幅の高さ2000mm のスチールデッキを横に7つ設置し、横幅は長屋自体が10mほどになった。つまり横長の空間はほぼ長屋で構成されていることになる。一方有効な奥行きはスチールデッキを設置するため6mを切っていた。このスチールデッキ部分については多くの意見があった。当初案ではより簡易な奥行きの少ない移動式の単管を組んだものを想定していたが、舞踏手が踊るため安全面からこのスチールデッキに変更となった。スチールデッキを設置した

当初のメリットは当初5つの長屋の壁を自立することが物理的に厳しかったため、うしろのデッキに寄りかけるということだった。しかし一方でこのスチールデッキは一度設置すると移動は不可であることから空間を上下に仕切ってしまい見えづかったという意見もあった。

舞台上に空間的な制約が多い中、はじめに舞台に即しながら且つ事前に考えられていた物語の筋にマッチする美術を考えなくてはならなかった。また通常舞台美術には大道具の舞台上での移動を行いやすいように発砲スチロールを材質としたものが多用される。強度的には弱いものの、プライマーで下地を作り塗装を施すことで強化している。しかしながら今回の舞台では、木の素材感を重視しベニヤ材の上に実際に杉の木の薄い板を貼っている。従って従来の舞踏美術とは当初から発想の原点が大きく異なっていたということが出来る。

通常“舞踏”は、その踊りの性格上広い空間を必要とする。自由に踊り回れる空間には、美術は最小限でと考える場合が多い。一方で言葉を使い、物語が明確な“演劇”は部屋の外観、内側など具体的で細部にもこだわった美術が多い。そういった環境の中ではあるが図2で表したように“舞踏”と“演劇”はメタ認知の視点で見ると舞台表現としての共通点も多く、各領域を入れ替えていく作業＝**再構築**・・ストーリー性や舞踏手の動き等を通して新たな表現を目指している。この両者は、①明確なストーリーがあるまたはないか、②言葉があるかないか、③舞台美術を優先するか、必要に応じてかという大きな相違点がある。しかし、同じ舞台を使った役者や舞踏手が動き、踊る表現であり、音楽や照明を用い、その中でストーリーの明確さ、抽象化された違いはあるものの同じ総合芸術である。J・デリダはこのような項対立の概念である「二項対立のどちらか一方が他方よりも価値がある」という考えを否定しようと試みた。その具体的な方法が「脱構築」である。脱構築とは、「二項対立の概念を分析し、その内部にある矛盾や隠れた前提を明らかにし、その支配的な構造を揺るがすことで、新しい視点や理解を生み出す試み」を言う。

勿論演劇と一口に言っても様々な演劇が存在し、舞踏と言っても大駱駝艦の舞踏は暗黒舞踏と呼ばれるジャンルであるが、暗黒舞踏の中にも山海塾や田中泯など多くの舞踏家や集団がいる。この他にバレエ、コンテンポラリーダンスや日本古来の舞踊である能、歌舞伎、狂言、神楽、果てはひょっとこ踊りや盆踊りなども“舞踏”ということができる。こういった演劇的な表現や種々の舞踏表現は、相互に影響し合い、その独自性を強調することで各領域を構成している。

② 舞踏

暗黒舞踏については【暗黒舞踏とは？暗黒舞踏を作った土方巽や歴史について紹介！】によれば以下のように紹介されている【<https://pouchs.jp/14Tl8?page=3>】

暗黒舞踏は「日本独自の伝統とドイツの新舞踏『ノイエ・タンツ』の硬く強く、時には暴力的な動きを組み合わせたダンススタイルとして認知されていますが、誤解も多く、見る人によって解釈が分かれるため、日本ではアンダーグラウンドな存在として舞

踏というよりも前衛芸術（挑戦的な姿勢を示す芸術）として知られています。

『暗黒舞踏』は日本の舞踏家土方巽（ひじかた たつみ）を中心に1961年に創立されました。現在、海外では『BUTOH（舞踏）』と呼ばれ、コンテンポラリーダンスの一つの確立した様式として、世界中で公演されています」と紹介されている。また「バレエや体操競技のように既存の方法論が通用せず、自ら動きを作って行かなければならない『暗黒舞踏』は、人気の理由として、まず第一に他のダンスにはない舞台を見ている人の心に恐怖を呼び覚ますダンスで、踊る姿はまるで邪悪な存在へその身を捧げているようにさえ見えると言います」

さらに「古来よりダンスは、盆踊りのように人々の一体感を向上させたり、神楽のように神様に捧げる大事な神事として存在してきました」。また海外に目を移すと「インドにはカタカリ（英語：Kathakali）があります。カタカリはサンスクリット語で「物語」や「会話」を意味するカタ（英語：katha）と「舞踊」や「パフォーマンス」を意味するカリ（英語：kali）を組み合わせたもので、その名が示す通り、カタカリは踊りや表情などによって物語を語ることに焦点を宛てた劇」であると下記サイトでは紹介されている。

【Wikipedia<https://ja.wikipedia.org/wiki/%E3%82%AB%E3%82%BF%E3%82%AB%E3%83%AA>】

従ってこういった各種の舞踏は、それぞれが独自のテーマを神や物語を面を着けたり、顔を装飾したりしながら音楽に合わせ踊っている。これをメタ認知の＜共時的＞視点から捉えると、手や腕、足や腰など人間が動かせる関節の可動域は限られるものの、そういった動きに、古来からの伝承された物語に沿って、面を被り、音響効果を奏で、衣装を纏って踊り、それを観客が見るという構造が見えてくる。ここでは多くの場合共通しているのは独自の舞台を設定し、比較的各ジャンルは明確にルール＝＜ラング＞を持っている。特に能や歌舞伎、狂言に至っては古くからの伝を厳格に守り、神楽に至っては日本全国で伝統的な演目を面を被って伝統芸能の踊りが今も続いている。

③ 面

「月夜に」では原作のイメージに近づけるため、舞踏手には木の面（マスク）を被ってもらい踊ってもらうことを提案した。

前述のように日本古来の能、狂言また神楽には木製の面を使い踊りの様式を確立している。【Wikipedia】によれば秋田のなまはげは、大きい鬼の面を被り、雪国・秋田県にて約200年にもわたり継承されてきた民俗行事である。

以下【wikipedia】には『『悪い子はいねが一、泣く子はいねが一』のセリフは、誰もが一度は耳にしたことがあるのではないのでしょうか。恐ろしい鬼のような面を付けたなまはげの姿は、子どもにとっては恐怖でしかない存在です。「なまはげ」とは、秋田県の男鹿半島を中心に行われてきた伝統的な民族行事です。鬼のようなお面と藁わらの衣装、そして出刃包丁を手にした特殊な佇まいで、各家庭を訪問します。～中略～本来は無病息災や豊作を願い、年神様として迎えるありがたい存在です」とある。

この画像12は過去に大駱駝艦壺中天「宮崎奴」の美術を手伝った際、神楽に基づき



画像12

(撮影 YUKI)

(撮影 めぐみ)

ひょっとことおかめの面を制作したものである。2022年大須観音で行われた神楽由来のひょっとこ踊りである。そのマスクを使って大駱駝艦の金粉ショウ大須観音での筆者制作のマスクが youtube で公開された。【大須大道町人祭 2022 (大駱駝艦の金粉ショー) 大光院 (youtube.com)】(画像12) 視聴者数が 240万回 (2024 5月現在) を超えている。暗黒舞踏に神楽

の要素を取り入れ、大好評であったため今回もマスクを使った踊りが効果的ではないかということで、「月夜に」では舞踏手6人分の顔に似せたマスク(画像13、15、16、17)と牛のマスク(画像14)を木で作ることとなった。

【神話のふるさと宮崎】 【宮崎神楽 - 検索 (bing.com)】によると神楽は五穀豊穡や豊漁(豊猟)を感謝し、1年の生活の安定を祈る集落の祭りであり、地域に祭られる神々への祈りを、舞いに込めて受け継いできた。11月ごろから3月ごろまで各地で行われ、昼神楽と夜神楽がある。一説には、太陽神アマテラスオオミカミが天の岩戸に隠れた折に、岩戸の前でアメノウズメが舞った舞が起源とされている。

今回「月夜に」で制作したマスクは、はじめに舞踏手の写真を送ってもらい、楠の板材を寄せて、実物大より一回りか二回り大き目で採寸し、まず外形を彫り、限界まで似せると、裏を彫っていった。また台本では登場しなかった牛の面(画像14)も急遽依頼



画像13



画像14



画像15



画像16



画像17
(撮影 腰山大雅)

され、ベニヤで大まかな四角を作るとその平面にやはりクスの板材を貼り、削っていった。

面は踊りに用いるので、厚さは1 cm 程度まで削ったものの舞踏手の動きを制約する。(画像15、16、17) 従って本来の大駱駝艦の踊りはここでは面を着けていない舞踏手に任せ、面を着けながらできる身体表現が求められた。

このように面を使った踊りは、古来より多くの地域で演じられてきた。特に牛の面(画像14)は、ストーリーとしてギリシャ神話のミノタウロスをイメージすることができる。また後半登場する牛の木彫はミノタウロスの母親であるパーシパエーを連想する。また月を題材にしたことから、日本神話の月読命(ツクヨミ)の話の連想することもあるかもしれない。このように連想する＜連合活動＞は、一見それぞれの舞踏にそれぞれの＜通時的＞な物語や意味合いがあるものの舞台美術としての“面”として＜共時的＞視点で見ると共通していて、暗黒舞踏におかめとひょっとこが登場したり、ギリ



画像18
(撮影 腰山大雅)



画像19
(撮影 腰山大雅)

シャ神話が登場したりすることが従来の種々の舞踏の＜ラング＞にとらわれない表現が「月夜に」に不可思議な演出効果をもたらすこととなった。

7. 評価

今回の大駱駝艦壺中天公演「月夜に」は、後述の評論家の方々に「大変面白く、新たな舞台」（画像18、19）として好意的な評価を頂いた。以下インターネット上に公開されている演劇評である。

- ・元ABC放送プロデューサー 大阪芸術大学放送学科教授

松本 修 と 演劇評論家今野裕一 対談

大駱駝艦『月夜に』は面白かったですね。私はとても楽しく観ました。なーんか、心が浮き浮きしますね。

——大駱駝艦『月夜に』は、吃驚するほど良かったし面白かったです。

- ・演劇評論家 今野裕一

何処にあるのか——この町。

月の光が明るく降り注いでいる、其の町。長屋の屋根に、女たちが3人、まちを見下ろして喋っている。

何か楽しそうに、思惑ありそうに。今夜、何が起きる？ いや、いつもの一夜。

町には少し間抜けそうな顔の仮面をつけた男たちが、行き交っている。壁にぶつかりそうになったり、愉快に慌てたり、また行き交ったり…其処に居おる者たちは、光の下もとで影がない。そうつまり、人外ひとならぬものたちの世界。ここは人外長屋。月の裏側。

この舞台のあり様に、新しい価値観を感じる。創造力、演出力もさることながら、共振して踊る男性舞踏手たち…一人一派と大駱駝艦を次世代へ繋いでいく磨赤児の懐の深さとその意志。大駱駝艦、未来へ。

『月夜に』大駱駝艦／齋門由奈・振鏑・演出・美術 | pkonno (note.com)

- ・芝居漬け フリーランスライター

座・高円寺で磨赤児率いる大駱駝艦の壺中天公演（若手公演）、齋門由奈振鏑（振り付け）・演出・美術の新作「月夜に」を観た。チラシにあるようにマクベスの三人の魔女ならぬあの世（月）の老婆三人が長屋の屋根の上から見張る中、そこに暮らす市井の人々の生活が描写されていく。いつもの吉祥寺の劇場（大駱駝艦の本拠地事務所兼稽古場兼劇場）よりも横幅がある座・高円寺の空間を意識した長屋の美術がいつもの壺中天の作品とは違った味を生んでいた。舞踏ではあるものの、踊りに加えてかなり無言芝居の要素が入った作品で若手らしい試みが見られた。

<https://ameblo.jp/nobby-drama/entry-12826227341.html>

・小柳【弐】 魄

踊りは言わずものがなとして、美術がすごい凝っていて見ごたえがすごくあった

・小田正起

台詞がないので解釈が上手くハマっていないかもしれませんが、内面からしみ出るエネルギーは離れた席でも凄く感じました。

今回の舞台では、ストーリーがない、あるいは既存の物語を基に作られる暗黒舞踏を、あえてオリジナルなストーリーを基に展開させたが、観客にとっては、あまり説明的にならないようにした。しかしその象徴的な部分の多くが逆に様々な神話や物語をイメージさせることとなった。

また舞台美術においては発砲スチロールの替わりに実際の本を彫ったり削ったりした、いわば木の「彫刻」を並べることで舞台を構成するとともに、現代の舞踏に古典的な木の面を登場させたことで、舞踏本来の身体の動きを制約しながらも、前述の舞踏本来の持つ「体の内に秘められた動きを引き出す、舞台を見ている人の心に狂気と恐怖を呼び覚ますダンスで、踊る姿はまるで邪悪な存在へその身を捧げているようにさえ見える」という前衛的な表現となった。

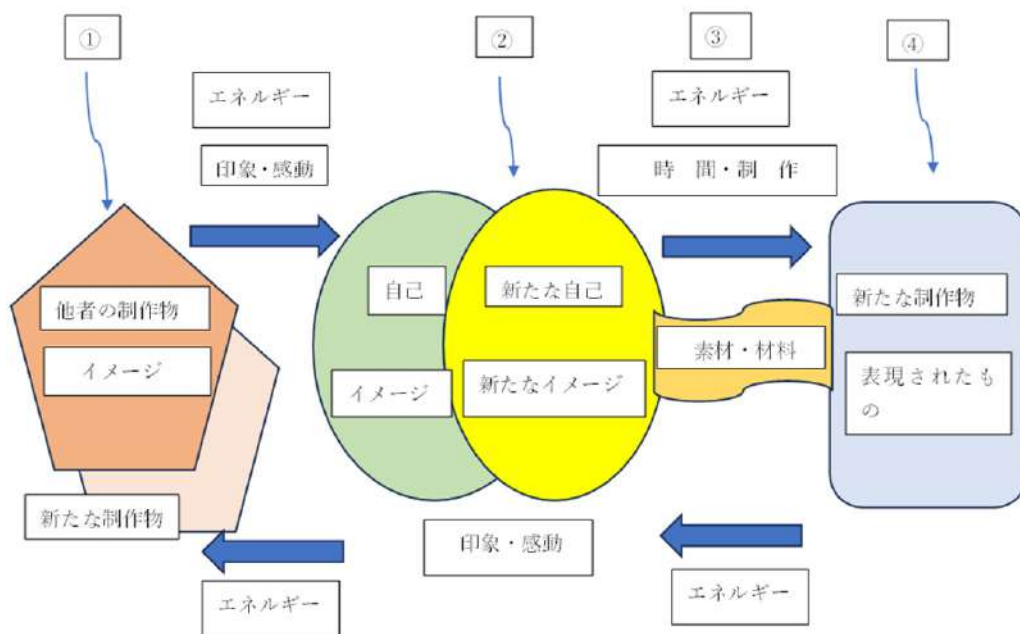


図5 制作物から受ける印象

大駝駝艦の「月夜に」は多くの観客が来場した。例えばその中には多くの舞踏に携わる人や、舞台美術に関わる人も多かった。そんな中で図4 制作者と他者（鑑賞者）との関係図のように、他者の表現を通して見る側としての自己は表現されたモノから、エネ

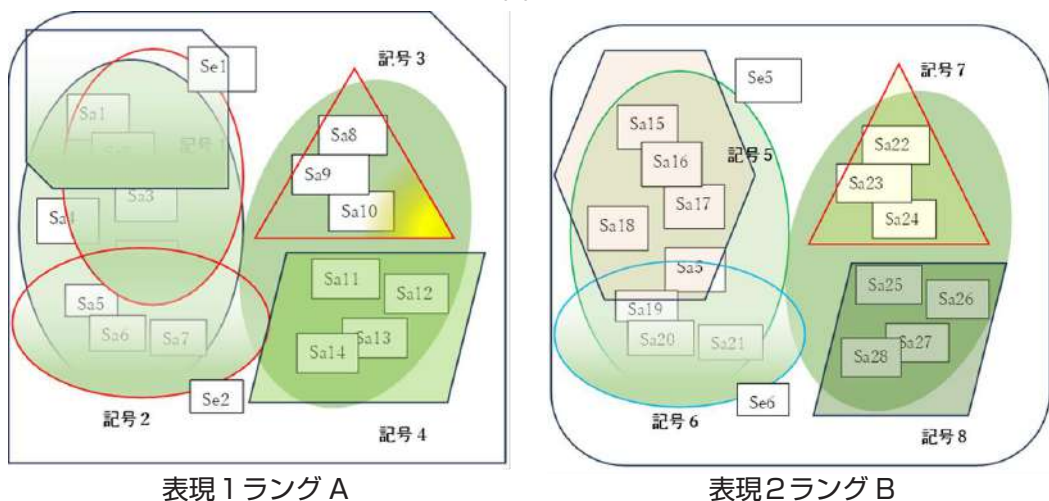
ルギーを受けて、自分に見えていなかったイメージを獲得し、これを自己の中で消費して新たなエネルギーを生み出し、新たな制作物を形作る＝再構築することが予想される。

下図6では制作物は、表現1ラングA、表現2ラングBのように、様々な領域の表現が組み合わせられてできていることを示している。今回の「月夜に」に関して言うなら例えば表現1ラングAのse1からse4に至る記号1は物語性を基にした舞踏であるとした場合、物語がオリジナルな原作であったとしても、そこにはそのイメージを構成するのに様々な＜シニフィアン＞＝意味するもの、＜シニフィエ＞＝意味されるものが組み合わせられている。作者が以前に見た映画の1シーンを思い起こしたり、あるいは過去に読んだギリシャ神話のミノタウロスの迷路のイメージを5枚の壁やドアにイメージを重ね合わせたり、また過去に見た神楽の踊りとイメージを連想することもあるだろう。

様々なイメージが作者の脳の電気回路で絡み合い1つの物語を構成する。そしてその物語をどう体の動きにしていけるか、どのように今まであった大駱駝艦の踊りのイメージを組み合わせるか。また同様に記号2を舞台美術とした場合、ここでも長屋のイメージを固める際には、多くの木造のバラック小屋のイメージや、面をイメージするのにも顔の骨格や筋肉、目の形、鼻の高さ、あるいは様々な面のデフォルメなどのイメージが組み合わせられ作製される。また記号3を音響と仮定した場合も同様に制作者の舞台のイメージを見ながら、音楽担当が過去に作った自作や他者の音楽リズムを参照している。さらに記号4として照明を仮定するとここでも実際の舞台の練習風景を見ながら様々な経験から舞台に適した効果を照明担当は多くの色や角度を組み合わせ表現1ラングA＝「月夜に」を作り上げていく。そこでは各領域が互いに呼応し合い影響を及ぼし、関連を持ちながら作品はできていく。

今回の壺中天公演は2週に渡り開催された。第1週の「月夜に」に次いで第2週目は鉦久奈緒美演出の「阿修羅」が公演された。「阿修羅」の舞踏についても「月夜に」と同様に制作の過程は様々な領域の表現がエネルギーを持ち寄り、交差させながら1つの舞

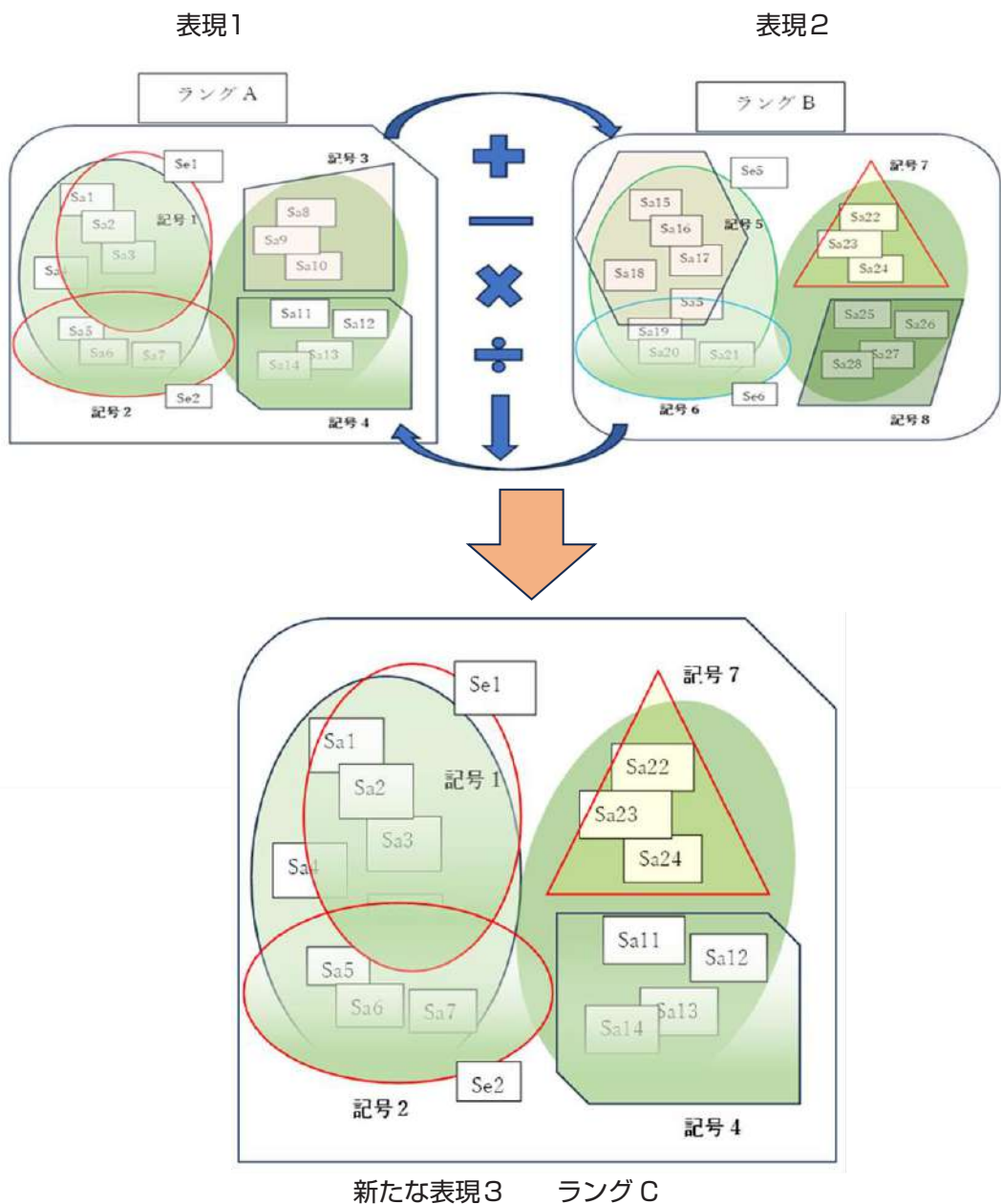
図6



台を作り上げている。そこでは主題から、舞踏の組み合わせ、舞台美術の工夫の仕方、音響の効果など「月夜に」とは違った要素が組み合わせられることとなった。表現2ラングBはまた、舞踏ではなくとも同じ舞台美術の演劇または、舞台ではなくとも小説、音楽あるいは様々な表現ジャンルに当てはめても同様なことが言える。

図7は、そういった同じ領域の表現や、異なった表現が我々の脳の中で比較検討され、新たな組み合わせを作ったり、影響されたりすることを示している。その結果図7では表現1ラングAと表現2ラングBとがかけあわせられ新たな表現や作品、表現方法や

図7



新たな表現の領域さえも生み出そうというものである。そこでは前述の本論 P42 6. 舞台美術、舞踏、面について ①舞台美術 での「月夜に」舞台美術の組み合わせや、面のように組みあわせる要素や意味はその並べ方や用い方によって意味を変え、全体として新たな表現＝新たなラングC となって＜再構築＞されていく。次章で詳しく解説するドゥルーズ＝ガタリは、「全ての存在（＝機械）が多様な欲望に動かされ、接続と切断を繰り返している。つまり本来我々が存在していると思いついでいる社会やルール、それに類する各表現の領域は、厳然としてそこにあるのではなく＜多様な差異を生みながら常に変化し続ける個人や社会システム＞であって、個人で見た場合も確固たる主体が存在し、差異化されたものに興味や関心を示したりするのではなく、多様な欲望に動かされ、接続と切断を繰り返してその結果主体が存在する」と言っている。例えば前述の舞台美術を例にとると、舞踏としての空間が絶対的な権威として実体化するためには、「舞踏の＜ラング＞」と「彫刻の＜ラング＞」との＜差異＞を確保する必要がある。言い換えれば、舞踏がその空間概念を正当化するためには、彫刻家を縄張りから排除し、住み分けしなければならない。舞踏のラングが優れていると思うことは、舞踏だけの土俵＝舞台で演出するものを自身で作り上げたからである。こうして相対化していく営みが、J・デリダの＜脱構築＞の試みである。

＜脱構築＞はこのような積極的な「仕切り直し」を含意している。それは「既存の＜ラング＞」を組み替えていくことで絶対的であると考えられてきた「既存の＜ラング＞」を、あり得るパタンの一つに過ぎないと捉え直すことによって、思考を再活性化させることを強調したのが、＜脱構築＞の意味するところであり本論ではこれを「再構築」と呼ぶことにする。

図7の新たな表現3 ラングCは、この「再構築」の過程を表わしたものである。

8. 器官なき身体

【About 哲学早わかり超コンパクトまとめ詳細解説ドゥルーズ＝ガタリ『アンチ・オイディプス』を解説する】によれば、アントナン・アルトーやドゥルーズ＝ガタリの『アンチ・オイディプス』について、以下のように解説している。「アルトーは初期シュルレアリスムのメンバーであり、また20世紀の前衛演劇のパイオニアとして知られている。のちの現代演劇に大きな影響を与えた。アルトーはこれまでの伝統的な西洋演劇の大部分を否定した。無意識に準拠した即興的で直接的な新しい演劇スタイルを導入することで、出演者と観客の無意識を揺さぶる即興演劇を創設した。アルフレッド・ジャリ劇場を創設し、身体演劇である“残酷劇”を提唱した」。さらに＜器官なき身体（corps sans organes）＞についてアルトーは「人は病んでいる。できそこないだからだ。奴を一度裸にして奴をむしばむこの微生物をこそぎおとせ。そして神よ、役立たずの器官というものをなくしてほしい。そうすれば人は自由になれる。そしてダンスホールで踊りまくるように踊りをもう一度教えてほしい。そこが彼の場所だ」と言っている。

アルトーのこの＜器官なき身体＞という言葉は、構造主義者のジル・ドゥルーズと

フェリックス・ガタリは「アンチ・オイディプス」のなかで、中心概念として展開した。

ドゥルーズ＝ガタリは〈人間は欲望する機械〉を、次のように説明している。「本当にあるのは『機械』（エネルギー機械と器官機械）であり、人間はただそれらをつなぐ存在にすぎない。私たちは一人ひとりが“欲望する機械”である」また「『欲望する機械』が身体へと有機化されようとするとき、身体はそれに苦痛を感じる」と言う。そこで“機械”は非有機的な塊を生み出す。この塊をドゥルーズ＝ガタリは〈器官なき身体〉と呼ぶ。

これは主体的な身体以前の身体であり、無限に散乱する欲望のことを指している。私たちが普段主体と呼んでいるところのものは、この〈器官なき身体〉を分節化することで生まれてくるものだ」とドゥルーズ＝ガタリは言う。また「主体は絶えず揺れ動く。一定の自己同一性をもたず、『欲望機械』のもとで消費を行うたびにその姿を明らかにし、それと同時に、つねに生まれ変わって現れる。主体は『欲望機械』の周りに存在するものであり、それが通過する状態から引き出されるものでしかない。主体は中心に存在しない。中心に存在するのは『欲望機械だ』」とする。この引用したサイトの中では「欲望する機械」とは、〈多様な差異を生みながら常に変化し続ける個人や社会システムのこと〉であると記述されている。さらにドゥルーズ＝ガタリは、「まず、人間の身体や物質、社会システムなど、世の中に存在する物は全て『機械』にすぎないと説明する。そして、それらの機械の間に『欲望』が流れていくような世界観を提示した」と解説している。

これを舞踏表現について当てはめると、各踊りの領域は歴史的（通時的）な意味合いにおいては、それぞれの表現は、専門性やスタイルといった壁を隔て認識されてはいるものの、現全性として観客の前で繰り広げられる舞台は共時的な意味で「舞台」であり、各地域で考え出された構造的な「舞台」であるということができる。そしてその共通な要素として、舞台（美術）・演技／踊り・音響・照明ということになる。ここではE・カントが〈我々の認識は対象に依存している〉と考えられていた認識を、180度転換して、〈対象が我々の認識に依存している〉と考えたことと同義的な構造がある。つまり各「舞台」表現には歴史的に必然とされる〈シニフィエ〉意味があり、その為のラングが長い年月をかけて各地域の盆踊りや、神楽、能や舞踊、あるいはバレエ、歌舞伎やカタカリ等様々な表現を作り上げた。しかしその共時的な「舞台」は、その違い＝〈差異〉を明確にしながら存在している。これは《本来我々の踊りはこうである》（＝アイデンティティ）という《解釈》に始まり《ではより本来的な姿にするためには舞台のどの構造や要素を変えていけばいいのか》という問いが生まれる。これは舞踏にとどまらず演劇や美術表現、小説や詩、短歌など諸々の表現が個人や地域、時代で生み出されたものも同様である。そこには各領域の歴史や個人のアイデンティティがあり、領域＝〈ラング〉がある。個人であれ社会であれ、集団であれ、それぞれの存在する価値や意味を厳格に見出そうとすれば、そこには各領域の違い＝〈差異〉を見いださなければならない。そしてその違い＝〈差異〉を明確にしていく過程で絶えず《本来舞踏（表現）とはこういうものであろう》という《解釈》が時間的（時代的）な〈差異〉を求め

る。これが「欲望する機械」となり、自らを＜差異化＞していく。《解釈》は新たな《解釈》を呼び、我々は歴史的価値を追い求めながら、それに飽き足らず新たな舞踏を追い求め、可能な限り舞踏の要素を疑い始める。その結果、新たなジャンルやコンテポラリーダンス、前衛芸術等を＜欲望＞し、その表現の壁となるラングをその都度ずらし、書きかえている。

ドゥルーズ＝ガタリはこの絶えず揺れ動き多様なく差異＞を生み続けるモノこそ＜欲望機械＞であり、その変化を求めているものこそ人間であるとする。従って我々の認識＝「欲望する機械」は対象＝「舞台」にあるのではなく、対象＝「舞台」は《解釈》という認識＝「欲望する機械」によって出来上がっている。

また彫刻表現を例にとれば、表現とはこの場合エネルギーとしての労働＝制作であり、知力や体力を用いて素材とコミュニケーションをとっていく過程である。図3本論P34 制作する際の構造で表したように、このとき過去の記憶にある自己や他者の作品が目には見えないがエネルギーとして脳に刺激を与えたり、素材を加工する場合、今まで身に付けた技術を用いたり、新たに挑戦したりする技術を駆使し制作を行う。今回の彫刻の場合、具象の顔像を作る際対象者の写真やデッサンから鼻の高さ、目の形、額の出っ張り、ほほ骨の位置などを素材に位置づけ素材を加工していく。実際の作品の例として、2023年の制作である大駱駝艦壺中天公演「月夜に」で制作した画像3は、クスの寄せ木材を加工しモデルとなる男性の顔を彫り込んでいったものである。また同様に画像5～17は、5人分の顔を制作しマスクとして内割り加工したものである。その背景には彫刻が人の顔を作ってきた長い歴史—古くはエジプト時代の木彫像（書記の像）—があり、現代に至るまで多くの先達の作品がある。そして立体としての制作方法や木を寄せていくという手法、技能も日本では鎌倉時代より長い年月をかけて踏襲されてきたものである。しかし図4 P35 制作者と他者（鑑賞者）との関係（PDCA）図、5 制作物から受ける印象でも表したように制作過程では自分の内部のアイデンティティとしての＜欲望＞だけではなく社会が求める彫刻に対する＜欲望する機械＞＝「評判・感想・批評」が、《本来彫刻とはこういうモノだという新たな解釈のもと》その領域を読み替え、書きかえようとする。従って、「表現」あるいは「表現機械」とは「変わろうとする欲望のエネルギー」であり「変わりゆくためのエネルギー」＝**再構築のエネルギー**という言い換えができる（図7参照）。

今回の「月夜に」では、神楽で扱う面を暗黒舞踏に、従来仏像彫刻で多く用いられてきた寄木の技法で面を作り、暗黒舞踏でその面をつけて踊る。伝統と前衛は相対化され、各領域は組み替えられ＜欲望する機械＞は**再構築**を試みようとする。メタ認知の視点から本来伝統的な概念や方法論を入れ替え、再度組み替えていく作業こそが演劇と舞踏を相対化し、舞踏に演劇的な手法を盛り込もうとした**再構築化**である。舞台美術の空間概念と彫刻における空間概念を相対化し、舞台美術の替わりに通常美術館という空間における空間に存在する彫刻的な要素で舞台を**再構築**するとともに、神楽や能等で用いる木の面を、役者に合わせた顔としてマスクを被り、舞踏的な踊りに異質な動きを加えていくことで新たな組み合わせを行い、「月夜に」では舞台美術として成立させている。

【<https://tetsugaku-chan.com/entry/Deleuze> 哲学ちゃん】では

「一言で表すなら、『これが正解だ』という論理を信じないように生きる」ということです。そしてこの考え方は、ポストモダン思想の中核となっている。またドゥルーズは、＜差異＞という概念を主張し「＜差異＞とはく異なっている状態＞のことです。差異の反対は＜同一性＞です。ドゥルーズは著書『差異と反復』の中で、＜存在とは差異である＞と主張しました。ドゥルーズによれば、世界も個人も絶えず変化を続けており、少しずつ差異が生まれ続けています。そしてその差異こそが＜存在＞なのだ」とドゥルーズは言います。その例としては「昨日の私と今日の私では見た目も中身も少しだけ異なっています。つまり、私という人間は絶えず変化を続けています。そして、その変化そのもの（＝差異）が「私」という存在なのだ」と上記サイトでは言っている。「差異のイメージは、通常何かが＜存在する＞と聞いた時に、ある瞬間を写真のように切り取った姿を思い浮かべます。しかし、ドゥルーズはそのようなイメージを否定し、常に同一性から離れていくような＜差異＞こそが存在の根源なのだ」と主張したと解説している。さらに＜リゾーム＞という概念（フランス語で「根っこ」）を、ドゥルーズは、「こうあるべきだ」という「理想の姿」を木の幹にたとえ、「現実の姿」を木の枝に例えた。そして、ドゥルーズが重視する＜差異＞は、幹でも枝でもなく＜リゾーム（＝根っこ）＞に例えている。ドゥルーズは差異が持つ「無秩序さ」や「多様さ」を重視している。

さらにJ・デリダは＜脱構築＞という考えを用いて、上記のドゥルーズの＜欲望機械＞を補強する。

本論では「」や「」、＜＞と＜＞という表現を多用してきた。例えば、「表現と彫刻」「演劇と舞踏」「彫刻と舞踏」などが挙げられる。上記引用サイトでは＜脱構築＞とは、「二項対立の概念を分析し、その内部にある矛盾や隠れた前提を明らかにし、その支配的な構造を揺るがすことで、新しい視点や理解を生み出す試み」ことであり、「二項対立とは、2つの相反するものが対立している状態を言います。一般的に、二項対立の状態にある2つのものは、どちらか一方が他方よりも優れているという考えになりがちで欠如よりも存在の方が価値があるように思えます」と上記サイトでは主張している。

デリダはこのような、一見当たり前にも見える「二項対立のどちらか一方が他方よりも価値がある」という考えを否定しようと試みた。その具体的な方法が「脱構築」であり引用サイトを参照して「彫刻と舞踏」で例えると「彫刻の概念」からみれば、彫刻は絶対的な権威として現われているかのように思える。見方を変えて、「舞踏の概念」からみた場合は、舞踏が素晴らしいのは、舞踏の間でのこと。彫刻から観れば舞踏は「彫刻空間の素人」である。上記サイトでは「それぞれは1つの概念であるに過ぎない」という。しかし舞踏が絶対的な権威として実体化するためには、「舞踏の概念」と「彫刻の概念」との＜差異＞を確保する必要がある。言い換えれば、舞踏がその空間概念を正当化するためには、彫刻家を縄張りから排除し、住み分けしなければならない。しかしドゥルーズ＝ガタリはそこに＜欲望の機械＞が動き始めると言っている。上記サイトでは「＜脱構築＞はこのような積極的な『仕切り直し』を意味し、それは『既存の文脈』を

一旦『リセット』することで、初めからやり直すという意味を含んでいる。絶対的で必然であると考えられてきた『既存の文脈』を、あり得るパタンの一つに過ぎないと捉え直すことによって、思考を再活性化させることを強調したのが、『再構築』の意味するところなのです」。と上記サイトでは解説している。

下の画像20は、舞台美術に使った長屋を本学学園祭で入口の看板として並べたものである。ここではお祭りの装飾として舞台美術と彫刻、看板が一体化している。従来の学園祭の門のイメージに今回作った舞台美術を組み合わせたものとなっている。従来の彫刻を主体とした看板は巨大化した。しかし見た目には違和感はない。

組み合わせ順番を変える、別の領域の概念をやモノを引っ張り出しくっつけてみる。そんな自由さが新たな世界への扉を開く。新しい学習指導要領にはく主体的・対話的で深い学び>というフレーズがあるが、図の1～7でも示した通り表現の制作以前には作品をイメージする流れがあり、そこは自分個人の過去の記知識や技能の記憶を用い主体的に模索し頭の中にイメージするが、その際には誰かの意見や、他の作品を見ながら必ず他者やモノから影響を受ける。つまり主体的に行っているはずの制作は実際には様々な影響の環境下であり、素材とのやり取りの中でも様々な新しい技術の修得がある。そして作品ができると我々は鑑賞者や評価者の言葉に耳を傾け、その言葉や反応から新たな自分を見出す。そしてそういった制作過程はあらゆる表現活動のみならず、社会のあらゆる行為や活動に関係づけられていく。



画像20 帝京学園短期大学 第53紅葉祭 正面 飾り

コロナ禍 3 年目における保育課題について (2)

Challenges of the childcare in COVID-19 Pandemic evil third year(2)

キーワード：COVID-19（新型コロナウイルス感染症） 保育者 課題 社会的役割

井 上 聖 子

I はじめに

COVID-19（以下、新型コロナウイルス症と表記）は、2019年末から感染が広がり始め、瞬く間に世界各地に感染が広がった。その後、未知のウイルスから次第に潜伏期間や感染経路、感染防止対策などが明らかになり、ワクチン接種も行われてきた。その結果、2023年5月5日にWHO＝世界保健機関は、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて出していた「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」の宣言を死者数の世界的な減少やワクチンの接種や感染による集団免疫の向上、医療システムへの負担の軽減などを踏まえ終了すると発表した。新型コロナウイルス感染症は、終息したわけではないが、実に3年以上もの長期にわたる感染拡大であった。

この間、教育・保育施設の現場でも過去に類を見ない非常事態に陥り、多種多様な対応に迫られた。これらの施設は、様々な環境下で生活する保護者や保育者がいるとともに、乳幼児の集団生活の場であるため、感染予防を図るのに困難を要してきた。保育者自身も、いつ感染するか分からない状況下ではあるが、医療やエッセンシャルワーカーや生活を支える仕事に従事する保護者のため、開園を続けながら感染防止に努めてきた。つまり、藤後ら（2019）が述べているように、危機的な状況下にあっても保育者は、様々な工夫や配慮を施した保育を行っており、保育者自身支援者でありながら被災者であるという両面を持ちながら職務に当たっていることになる。

このように教育・保育施設は、園児、保護者、保育者を感染から守りながら、子どもが学び育つ権利をどのように保障していくか難しい課題に直面してきた（溝田・佐藤，2021）。新型コロナウイルス感染症は、保護者の生活にも大きく影響し、子どもや自分の感染、濃厚接触者になることで仕事を休まざるを得なかったり、感染症等で子どもを保育所に預けられないなど、家庭における不安等の問題も発生している。「オミクロン株

の特性を踏まえた保育所等における感染症対策等について（令和4年2月8日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）」にも職員や保護者のマスク着用、遊具等のこまめな消毒などの基本的対策の徹底、大人数での行事の自粛、保護者参加の行事の見合わせなどの対応が示された。このように未知のウイルス感染の時から、保護者参加の行事の減少や保護者同士の関わる機会も減少し、孤立する家庭なども懸念されてきた。また保育者は保護者への対応や感染症防止対策等、保育者の負担が増加している。平常時でも教育・保育施設の現場は、他の職種に比べてストレスが高いと言われている（金城，2017）。このコロナ禍での保育は、出来る限りいつもの保育が行えるよう工夫し、その他にも感染防止対策などの業務が増えたことになり、よりストレスが高まったと言える。コロナ禍1年目では、未知のウイルスから、どのように子どもたちや保育者自身を守っていくかに重点が置かれ、感染防止対策に追われた。前述したようにマスクの着用や三密を避けるなど、行事の縮小や保護者の立ち入り制限などを行ってきた。このような対策についての研究は、すでに多くの報告がなされている（横井・鈴木，2021；野澤ほか，2022；井上，2023）。2年目、3年目では前年度の保育を基に、感染防止対策を取りながら、子どもの経験や発達を望ましい方向へと導く保育を試みている。その他、コロナ禍における保育関連の先行研究としては、日本における社会の動向、そしてどのような感染対策を求められたのかを概観した報告（五十嵐，2022）や、新型コロナウイルス感染症に関わる教育・保育施設の動向について整理することを目的とした研究（野澤，2021）がみられる。

そこで本研究では、新型コロナウイルス感染から3年以上経た教育・保育施設の現場で、初期の流行時と違い何が課題となったのか、これに対して、どのような対応を取ったのかをまとめ、現場で教育・保育実践するための基礎資料とすることを目的とする。

Ⅱ 研究方法

1. 調査対象 2023年1月 キャリアアップ研修受講生の園
受講生の園56園の内49園回答
2. 調査期日 2023年1月
3. 調査方法 自由記述式
4. 回答項目

回答項目は、2022年1月にキャリアアップ研修受講生から、他園に聞きたい自園での課題について調査した。その課題に対して2023年1月の受講生の園ではどのように取り組んでいるのか回答してもらっている。

本研究では、以下の項目について検討する。

- (1) 子どもの体調不良時での受け入れとその対応について
- (2) 感染防止対策についての職員同士の価値観の違いについて
- (3) 新型コロナ感染について意識が薄い家庭に対して、園の考えや方針をどのように伝えていくか

- (4) 家庭においてそれぞれ考え方が違うので、感染者の多い地域へも出かけてしま
う家庭に対して、どのような対応をしているのか

Ⅲ 結果及び考察

1. 子どもの体調不良時での受け入れとその対応について

体調不良の園児が登園してきたことがあるかどうかを表にしたのが表1である。登園してきたが49園中33園の67.3%で、登園してくることはなかったが16園の32.7%である。保健便り等で、咳・鼻水・発熱がある場合は、登園を控えて下さいと伝えてはいるが、読んでいないのか、あるいはこの位なら、と登園してくる子どもが沢山いた、と回答している園もある。その場合どのように対応したのかについては、表2に示す通りである。33園中最も多かったのは、発熱は無く他の症状のみであれば受け入れるが31園の94.0%で、検査してもらい陰性でも発熱がある場合は24時間自宅待機が1園の3.0%、受診し登園可能と判断された場合のみ受け入れるが1園の3.0%である。このように発熱が無い場合は、体調不良でもほとんどの園で受け入れている。しかし、体調不良のため受診したが、新型コロナウイルス感染症の症状もなく検査結果も陰性であったため登園してきたが、その後感染していたことが分った、と回答している園もある。金谷（2023）は、保護者の中には、多少の体調不良でも登園させてしまっている場合があり、感染のリスクを持ち込んでしまっており、園では困る事態になっている、と報告している。教育、保育施設では、マスクを着用できない低年齢児もおり、乳幼児の発達特性からみても密を避ける保育は難しい。そのため感染リスクは、大きいものとする。藤後ら（2019）の報告と同様に保育者は感染リスクを負いながらも、保護者の仕事の都合上休むこともできず、預ける人もいない場合など、保護者に寄り添い社会のためにも受け入れていることが明白となった結果である。鈴木（2023）は、保護者の関わりにおいて、子どもの体調等について、より細かに連絡を取り合うことができるようになったと報告している。受け入れた場合は、全ての園でこまめに検温し、体調の変化に気づけるよう注意深く様子を見ている。また発熱や体調不良が悪化する場合は、すぐにお迎えに来てもらう事を受け入れ時に必ず確認している。このような緊急時での連絡は、必ず連絡先を確認しておくことも重要である。

表1 体調不良児の登園
(%)

体調不良児の登園	
あった	67.3
なかった	32.7

表2 体調不良児が登園してきた時の対応

	(%)
発熱がなく他の症状のみであれば受け入れる	94.0
検査してもらい陰性でも熱がある場合は 24 時間自宅療養	3.0
受診していたら受け入れる	3.0

代表的な回答は、次の通りである。

熱が上がったり、体調が少しでも気になることがあれば、保護者に連絡する。

「具合が悪かったら、先生に教えてね」と声をかけている。

こまめに熱を測り、常にマスクを着けるよう伝えている。

他児とのかかわりの様子や給食の際の席の場所など気を付けて見守る。

顔色は悪かったが、熱は無かったため受け入れた。昼食になって食欲が全くなかった
ので、熱を測ったら38℃あり、すぐに保護者に連絡した。昨日から微熱はあった
が、平熱が高いのでとの回答であった。その後、保護者向けのお便りを配布し、少
しでも変化があればお休みしていただく方針になった。

2. 感染防止対策についての職員同士の価値観の違いについて

消毒1つにしても職員同士の価値観の違いから同じような対応ができないことがあ
ったが、どのように共通理解をしたのか、という課題が挙がっている。回答は、53件あ
ったが、その結果を表にしたのが表3である。最も多かった回答は、33件の62.2%で、会
議等で意見を出し合い話し合いを行った、である。コロナ禍ではあるが、三密を避け保
育者同士が同じ方向で感染防止対策を行えるよう話し合いを行い、コミュニケーション
を取っていることがわかる。保育所保育指針（厚生労働省、2019）では、第5章 職員の
資質向上 3 職員の研修等 (1) 職場における研修 職員が日々の保育実践を通じて、必
要な知識及び技術の修得、維持及び向上を図るとともに、保育の課題等への共通理解や
協働性を高めていくことが示されている。不測の状況下であれば余計に保育者や職員と
の連携、コミュニケーションは重要であると言える。遠藤・小野（2022）らは、コロナ
感染症により園内連携が難しくなったという回答のある一方、困難な状況だからこそ連
携の大切さを感じ、職員全体が意識を高めることで連携に大きな変化は無いという回答
もあると報告している。野澤ら（2023）は、職員間での話し合いが増えたと報告して
おり、本研究と同じような結果を得ている。平常時でも保育者間でコミュニケーションを
取ることは、子どもの安全を守り、仕事の効率化など、保育全体に影響を及ぼすことに

表3 保育者同士の価値観の違いへ対応

	(%)
会議等で話し合いを行い意見を出し合った	62.2
マニュアルを作成した	17.0
特に何もしなかった	9.4
チェック表を用いた	3.8
保育者同士で声を掛け合った	3.8
看護師からアドバイスを受けた	3.8

なる。コロナ禍で多忙を極めてはいるが、話し合いを多く持つことにより、お互いの保育観も理解し合い、保育の質の向上にもつながっていくのではないかと考える。その一方で、野澤ら（2023）は、職員間の関係性の難しさもあるとも報告している。回答の中には、国籍の違いから文化や価値観、習慣が違うので、共通理解を図るのが難しいとするものもある。平常時でも同じ方向を向いての保育は大事なことである。金城（2017）は、保育者の仕事は同僚や上司との協働作業が多く、コミュニケーションの必要性が高いと述べている。コロナ禍で保育者のコミュニケーション能力の必要性は、より高まっていると言える。藤後（2021）も、コロナ禍では通常の業務に新たな業務も加わり、職員同士の情報共有や組織内での適切なコミュニケーションが一層求められると、報告している。特に危機への対応で疲労が蓄積した際は、職員間の相互の気遣いや温かい声かけ等のソーシャルサポートが勤労意欲の維持に欠かせないとも述べている。園長は、このような非常事態の時、よりリーダーシップを発揮する必要がある、それをサポートしていく体制を構築することも大切である。野澤ら（2023）も、コロナ禍対応での園長のリーダーシップ発揮の努力が認められると報告しており、ほとんどの教育、保育施設内での協力体制は強まっているものと思われる。

次に多かったのがマニュアルの作成で9件の17.0%である。マニュアル化することにより、感染防止対策の作業の流れや責任の所在も把握しやすくなるという利点はある。しかし、その一方でマニュアル化にすると苦しくなる部分もあるので、大切さや必要性について話し合った、という回答もある。保育者の中には、マニュアル通りの対応をしなくてはいけないと考え、かえって負担に感じることもあるのではないかと推測する。

代表的な回答は、以下の通りである。

会議が開かれ、全てのクラスで、どのように消毒や感染対策を行っていくのか話し合い、園での対策を統一した。

園でのマニュアルを再確認したり、職員会議で使い方を確認することで共通理解し、同じように対応できるようにする。

3. 新型コロナウイルス感染について意識が薄い家庭に対して、園の考えや方針をどのように伝えていくか

保育所保育指針（厚生労働省，2019）の中で、第4章 子育て支援 2 保育所を利用している保護者に対する子育て支援 (1) 保護者との相互理解 ア 日常の保育に関連した様々な機会を活用し子どもの日々の様子の伝達や収集、保育所保育の意図の説明などを通じて、保護者との相互理解を図るよう努めること、とあるようにコロナ禍での対応も家庭との連携の中で感染防止対策を行っていく必要がある。しかし、多種多様な環境下にある家庭は、感染防止対策についての考えも違ってくる。増田（2022）の報告

表4 COVID-19 感染症に対して意識の薄い家庭への対応
(%)

園からのお知らせを配布	65.3
個別対応	24.5
県や市からの文書配布	8.2
特に何もしていない	2.0

にも、保護者対応で最も多く挙げられたのは、意思疎通を図ったり、連絡を取るのが難しいとある。長谷川（2021）も、家庭による感染症に対する意識や考え方の違いが、協力や連携の難しさにつながっていると報告している。溝田・佐藤（2021）は、感染症を心配してある程度の制限を望む保護者と、保育の機会の充実を望む保護者とがおり、対応の難しさ感じている等の報告をしている。このように新型コロナウイルス感染に対して考え方の違う家庭に、どのように園での方針を伝えていくのか、課題として挙げられている。伝え方について表にしたのが表4である。最も多かったのは、お便りやメール配信など園からのお知らせが49園中32園の65.3%である。こまめに園からの情報を発信することで、感染防止対策や方針を理解してもらっている。また次に多かったのは、そういう家庭への個別対応で12園の24.5%である。当然、園からのお便り等で全体の対応はしているが、意識の薄い家庭には、直接話をし、理解を求めている。中には、マスクを着けていただけない家庭があり、集団生活のため、お互いの感染リスクを減らすためにも着けていただければ、と伝えたが、表情が良かった方が良いと着けてもらえず、それ以上の対応はできなかった、と回答しているものもある。個別対応は、園長から話してもらった園も6園あり、保護者対応でも園長のリーダーシップを発揮していることがわかる。また感染症について、どう思っているのかアンケート調査を行い、その集計結果をみてもらうようにした、と回答している。やはり、集団生活であるため、教育・保育施設全体でどのように思っているのか、参考資料として提示することも理解してもらうための一つの手段であると考え。それと一方的なお願いやだけでなく、協力への感謝を述べつつ、さらなる協力をお願いしている、と回答があるように、こういう状況下だからこそ余計に、お互いを思いやる対応も有効であると思われる。このように色々な考えの家庭があり、教育・保育施設も対応に苦慮したものと推察される。次は、県・市からの通知を伝えるが12園の24.5%である。これは、教育・保育施設だけの方針でなく県や市からの通知を元に、感染防止対策を行っていることがわかり、行政との連携にもつながるものと考え。

代表的な回答は、以下の通りである。

お便りなどで知らせたり、行事の際には、園長より協力への感謝やさらなる協力へのお願いをしている。

各クラスの担任からも信頼関係の中で、お話をしている。

県や市から配布されたコロナに関する文書は、必ず手渡している。
確実に見てもらうため、連絡帳に必ず貼り付けている。
園やクラス便りを使用し、こまめに伝えている。

コロナ対策について、園の方針を詳細に記載し、配信している。世の中の流れによって、対応が変わる場合は、その方針を書き換え、保護者にもその都度お知らせをしている。

ご家庭によっては考えが違うため、意見してくる方もいるが、そんな意見を聞きつつ、世の中の流れに即しながら慎重に計画し、かかわっていることを伝える。

4. 家庭においてそれぞれ考え方が違うので、感染者の多い地域へも出かけてしまう家庭に対して、どのような対応をしているのか

新型コロナウイルスの感染リスクを下げる手段として、三密を避けたり、感染者が多い地域への外出は控えることなどが挙げられる。しかし前述したように家庭によって、新型コロナウイルス感染に対しての考え方が違う。教育、保育施設でも、感染リスクがある行動は慎んでもらうよう伝えてはいるが、それぞれ理由はあるものの、感染者の多い地域に出掛ける家庭がある。そのことにより気が付かないうちにウイルスを教育、保育施設内に持ち込んでしまう危険性も出てくる。そのため、そのような家庭に対してどのように対応をしているのか、課題として挙げられている。対応について表にしたのが表5である。最も多かったのは、各家庭に判断を任せ、特に何もしていないが49園中19園の38.8%である。次は、前述した新型コロナウイルス感染に対して意識が薄い家庭への対応と同じく、お便りやメール配信など園からのお知らせが18園の36.7%である。家庭での判断に任せてはいると回答はしているものの、園の方針や新型コロナウイルス感染に関しての情報は発信しているだろう。各家庭に判断を任せている、とする中でも、家庭の考えに任せているので、特に何もしていない、と回答しているものもあれば、各

表5 感染者の多い地域に出掛ける家庭への対応

	(%)
特に何もしていない	38.8
園からのお知らせを配布する	36.7
登園を控えてもらう	8.1
風邪の症状があれば休んでもらう	4.1
検査を受けてから登園	4.1
外出先から行動履歴まで提出してもらう	4.1
体調管理と共に家族でも何かあればすぐに連絡してもらう	4.1

家庭で判断を任せているが、メール配信などで、さりげなく注意喚起を行っている、と回答しているものもある。このように教育、保育施設では家庭での考えを尊重しながら、どのように感染リスクを下げていくのか、難しい対応を迫られていたものと推測される。次は、外出したら登園は控えてもらうが4園の8.1%である。横井・鈴木（2021）の報告と同様に、中には出かけたことを報告してくれないことも多く、子どもの話から出かけたことを聞き、子どもの体調の変化を見守っている、とする回答もある。加藤ら（2021）の報告にあるように保育者自身の感染への不安もある中で、ありとあらゆる状況を踏まえた上での対応を取っており、過去に類を見ない状況下でも保育者としての責務を果たしていると言える。教育・保育施設は、乳幼児の集団生活の場でもあることから、保護者の協力を得られるよう感染症に対する新しい情報と共に、専門家からの指導も積極的に活用していく事が重要である。

代表的な回答は、以下の通りである。

コロナの感染リスクについてメールやお便りを配布した。

感染者の多い地域へ外出した際には、日頃よりさらに体調管理をしっかりともらい、咳や鼻水などの症状が出た場合（園児だけでなく家族も）は、受診してもらう。家庭によっては、病院に行くことを嫌がる家もあるので、その場合は、風邪症状が治まるまで、登園を控えてもらう。

県外に出掛けた後、登園してきた子どもの体調をこまめに気にかけていく。

咳や鼻水の症状があったら、検温し、給食でマスクを外す際は、他の子どもとの距離を取って座る。

体調が悪いようなら早めにお迎えをお願いする。

主任の先生方が、話しやすい環境や雰囲気普段から作ることで、降園時や談笑している際に、コロナについて園の考え方や方針を嫌なように捉えられないように伝えている。

Ⅳ まとめ

本研究は、新型コロナウイルス感染から3年以上経た教育・保育施設の現場で、初期の流行時と違い何が課題となっているのか、これに対して、どのような対応を取ったのかをまとめ、現場で教育・保育実践をするための基礎資料とすることを目的とした。その課題と対応の仕方は、以下の通りであった。

1. 子どもの体調不良時での受け入れとその対応について

体調不良の園児が登園してきたことがあるが49園中33園の67.3%で、登園して来

ることはなかったが16園の32.7%であった。

体調不良児の受け入れについては、33園中最も多かったのは、発熱は無く他の症状のみであれば受け入れるが、31園の94.0%であった。受け入れた場合は、全ての園でこまめに検温し、体調の変化に気づけるよう注意深く様子を見ていた。また発熱や体調不良が悪化する場合は、すぐにお迎えに来てもらう事を受け入れ時に必ず確認していた。

2. 感染防止対策についての職員同士の価値観の違いについて

職員同士の感染防止対策での価値観の違いを無くすための対応で、53件の回答があった。最も多かった回答は、会議等で意見を出し合い話し合いを行ったが、33件の62.2%であった。

3. 新型コロナウイルス感染について意識が薄い家庭に対して、園の考えや方針をどのように伝えていくか

園の考え方や方針の伝え方で最も多かったのは、お便りやメール配信など園からのお知らせが49園中32園の65.3%であった。また次に多かったのは、そういう家庭への個別対応で12園の24.5%であった。

4. 家庭においてそれぞれ考え方が違うので、感染者の多い地域へも出かけてしまう家庭に対して、どのような対応をしているのか

最も多かった回答は、各家庭に判断を任せ、特に何もしていないが49園中19園の38.8%であった。次はお便りやメール配信など園からのお知らせが18園の36.7%であった。

過去に類を見ないような非常事態でありながら、ほとんどの教育・保育施設では、発熱はないが体調不良の場合でも登園してきた園児を受け入れており、保育者は感染リスクを負いながらも社会のニーズに応えようと職務を遂行していることが明らかとなった。また保護者とのかわりについては、子どもの体調について、より細やかに連絡を取り合い、園での方針や考えを理解し協力を得ようと丁寧な情報発信も心がけていた。園内でも保育者同士が話し合いを繰り返し、同じ方向を向いて保育できるよう努力をしていた。

このように出てきた課題に対して保育者は、教育・保育施設内外での協力体制を構築し、この難局を乗り切ってきたことがわかった。教育・保育施設の社会的意義と役割の大きさを改めて認識するとともに、保育は社会インフラとなっていることがわかった結果となった。

参考文献

遠藤純子・小野友紀（2022）新型コロナウイルス感染症（COVID-19）流行下の 保育現場における協働と人間関係の諸相 一食と園内での学びを視点として、学苑昭和女子大学紀要、970：35-49.

長谷川美香（2021）新型コロナウイルス感染症が保育者に与える影響―領域「人間関

係」の視点から．桜の聖母短期大学紀要，45：173-178.

五十嵐元子（2022）「コロナ禍における保育の物語とインクルーシブ保育：保育者のインタビュー調査から」．帝京短期大学紀要，23：183-196.

井上聖子（2023）保育・幼児教育施設での新型コロナウイルス感染症の対応について（2）．帝京学園短期大学研究紀要，24：41-53.

加藤孝士・太田光洋・渡邊望・中山智哉（2021）コロナ禍が保育に与えた影響に関する予備的研究－保育者の意識の変化や保育の工夫に着目して．保育文化研究，13：103-115.

金城悟（2017）労働安全衛生法に基づく厚生労働省ストレスチェックによる保育者のストレス構造，22：91-101.

金谷京子（2023）コロナ禍における保育への影響．聖学院大学総合研究所紀要，69：55-72.

厚生労働省（2019） 保育所保育指針

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00010450&dataType=0&pageNo=1

（参照日2024年1月17日）

溝田浩二・佐藤みちる（2021）新型コロナウイルス感染症は保育現場にどのような影響を与えたのか：宮城教育大学附属幼稚園におけるアンケート調査から．宮城教育大学環境教育研究紀要，23：15-24

増田啓子（2022）静岡県中部の市におけるコロナ禍での保育環境の課題－保育現場の声に基く分析－．常葉大学保育学部紀要，9：81-91.

野澤祥子・淀川裕美・中田麗子・菊岡里美・遠藤利彦・秋田喜代美（2021）保育・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響についての検討（2）－2020年度・2021年度の動向と調査結果から－．東京大学大学院教育学研究科紀要，61：331-351.

野澤祥子・遠藤利彦・秋田喜代美（2023）・幼児教育施設における新型コロナウイルス感染症に関わる対応や影響についての検討（3）－クライシス・リーダーシップという観点から－．東京大学大学院教育学研究科紀要，62：373-394.

鈴木順子（2023）コロナ禍における保育－保育者へのアンケート調査を通して－．愛知東宝大学教育学部誌，52（1）：19-32.

藤後悦子・川原正人・須田誠（2019）震災後における保育者のストレスについて．東京未来大学研究紀要，13：109-116．東京未来大学保育・教職センター紀要，8：33-41.

藤後悦子（2021）「新型コロナウイルス感染症に関する保育者のストレス要因：初期段階の課題と期待する支援」.

横井良憲・鈴木裕子（2021）新型コロナウイルス感染症 COVID-19の中での保育施設の課題．愛知教育大学教職キャリアセンター紀要，6：19-26.

〈執筆者〉

三石 美鶴（教 授）

清水 健（専任講師）

三井 正人（教 授）

井上 聖子（教 授）

帝京学園短期大学研究紀要第 25 号

発行日 2024 年 3 月 31 日

発行者 学長 冲 永 莊 八

帝京学園短期大学

〒 405-0018

山梨県山梨市上神内川 1150-1

TEL 0553-23-1240

FAX 0553-23-2101

編 集 帝京学園短期大学研究紀要編纂委員会

制 作 株式会社たけまる

BULLETIN OF TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE No.25 Contents

Towards the use of generated AI for educational activities

—Process of creating guidelines for utilizing generative AI such as ChatGPT—

..... MITSUISHI Mitsuru, SHIMIZU Ken 1

The relationship Between the creator and the viewer in the field of expression

..... MITSUI Masato 27

Challenges of the childcare in COVID-19 Pandemic evil third year(2)

..... INOUE Kiyoko 57

March 2024
TEIKYO GAKUEN JUNIOR COLLEGE